

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

平成 20 年 11 月



ソーバル株式会社

1 この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式216,750千円(見込額)の募集及び株式174,250千円(見込額)の売出し(引受人の買取引受による売出し)並びに株式63,750千円(見込額)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成20年11月10日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2 この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

ソーバル株式会社

東京都大田区下丸子三丁目25番14号 ソーバルビル

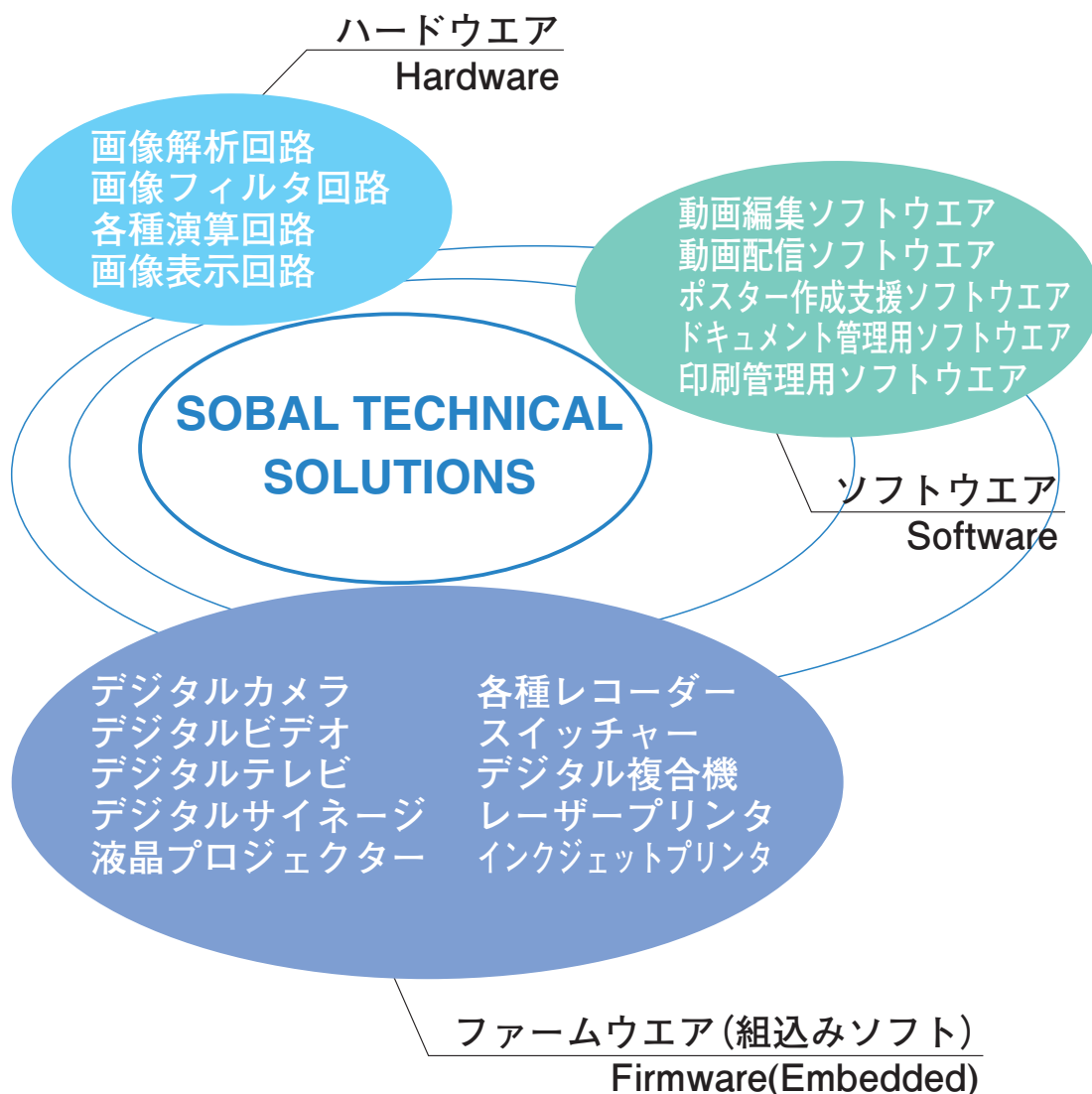
本ページ及びこれに続く図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。
詳細は、本文の該当ページをご覧ください。

1. 事業の概況

当社は、ファームウェア、ソフトウェア並びにハードウェアの開発及び評価に関するサービスを、当社従業員の特定人材派遣及び業務請負により提供するエンジニアリング事業を主な事業として展開しております。

また、その他事業として「RFID（※）」分野に関する製品の製造、販売及びソリューションの提供を行っております。

（エンジニアリング事業）



（※）Radio Frequency IDentificationの略称。電波及び電磁誘導方式を用いた非接触型の自動認識技術

2. 業績等の推移

主要な経営指標等の推移

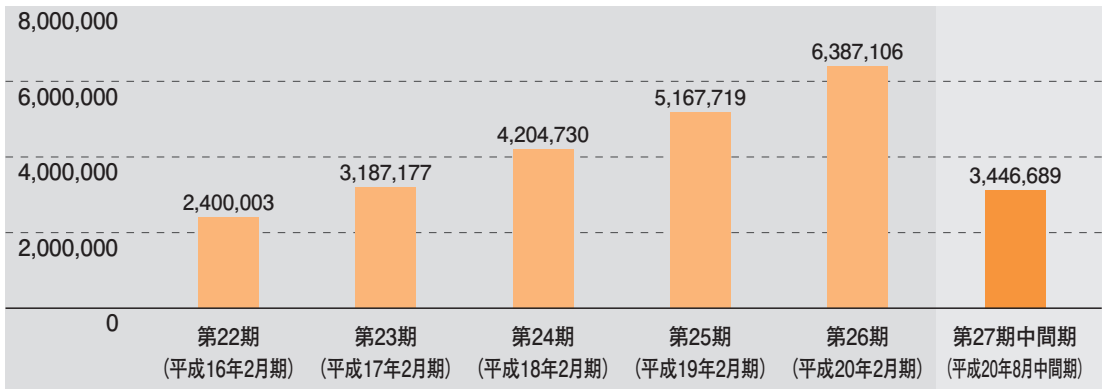
回 次 決 算 年 月	第22期 平成16年2月	第23期 平成17年2月	第24期 平成18年2月	第25期 平成19年2月	第26期 平成20年2月	第27期中間期 平成20年8月
売 上 高 (千円)	2,400,003	3,187,177	4,204,730	5,167,719	6,387,106	3,446,689
経 常 利 益 (千円)	164,512	181,789	316,031	474,744	635,571	447,479
当 期 (中 間) 純 利 益 (千円)	96,970	59,297	178,423	255,730	355,242	248,440
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—	—
資 本 金 (千円)	70,000	95,000	95,000	106,700	126,200	126,200
発 行 済 株 式 総 数 (株)	1,400	1,460	17,520	1,804,000	1,856,000	1,856,000
純 資 産 額 (千円)	462,373	535,285	708,958	980,489	1,360,300	1,590,181
総 資 産 額 (千円)	781,132	811,557	1,136,988	1,615,351	2,064,022	2,295,376
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	330,267.00	366,634.06	40,465.68	543.51	732.92	856.78
1 株 当 たり 配 当 額 (円) (内、1株当たり中間配当額)	4,000 (—)	3,253.42 (—)	433.79 (—)	8.00 (—)	10.00 (—)	—
1株当たり当期(中間)純利益 (円)	69,264.36	42,024.94	10,183.96	144.66	196.89	133.86
潜 在 株 式 調 整 後 1株当たり当期(中間)純利益 (円)	—	—	—	—	—	—
自 己 資 本 比 率 (%)	59.2	66.0	62.4	60.7	65.9	69.3
自 己 資 本 利 益 率 (%)	23.4	11.9	28.7	30.3	30.4	16.8
株 価 収 益 率 (倍)	—	—	—	—	—	—
配 当 性 向 (%)	5.8	7.7	4.3	5.5	5.1	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	309,801	262,322	349,137
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△47,699	△114,951	△14,285
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	15,544	24,341	△18,745
現金及び現金同等物の期末(中間期末)残高 (千円)	—	—	—	498,765	670,477	986,585
従 業 員 数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	366 [0]	545 [0]	690 [0]	800 [1]	904 [1]	946 [2]

- (注) 1 当社は連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成しておりませんが、連結会計年度及び中間連結会計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 当社は関連会社がありませんので、持分法を適用した場合の投資利益については記載しておりません。
- 4 第22期及び第23期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、第24期、第25期、第26期及び第27期中間期の潜在株式調整後1株当たり当期(中間)純利益については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
- 5 株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
- 6 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。
- 7 純資産の算定に当たり、第25期から、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
- 8 第25期の財務諸表につきましては、旧証券取引法第193条の2の規定に基づき、第26期の財務諸表及び第27期中間期の中間財務諸表につきましては、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あずさ監査法人の監査及び中間監査を受けておりますが、第22期、第23期及び第24期の財務諸表につきましては、監査を受けておりません。
- 9 当社は、平成17年6月30日付で株式1株につき12株の分割を行っており、また平成18年7月31日付で株式1株につき100株の分割を行っております。そこで、株式会社ジャスダック証券取引所の公開引受責任者宛通知「『上場申請のための有価証券報告書』における1株当たり指標の遡及修正数値の取扱いについて」(平成20年4月3日付JQ証(上審)20第2号)に基づき、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。
- なお、第22期、第23期及び第24期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)についてはあずさ監査法人の監査を受けておりません。

回 次 決 算 年 月	第22期 平成16年2月	第23期 平成17年2月	第24期 平成18年2月	第25期 平成19年2月	第26期 平成20年2月	第27期中間期 平成20年8月
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	275.22	305.53	404.66	543.51	732.92	856.78
1 株 当 たり 配 当 額 (円) (内、1株当たり中間配当額)	3.33 (—)	2.71 (—)	4.34 (—)	8.00 (—)	10.00 (—)	—
1株当たり当期(中間)純利益 (円)	57.72	35.02	101.84	144.66	196.89	133.86
潜 在 株 式 調 整 後 1株当たり当期(中間)純利益 (円)	—	—	—	—	—	—

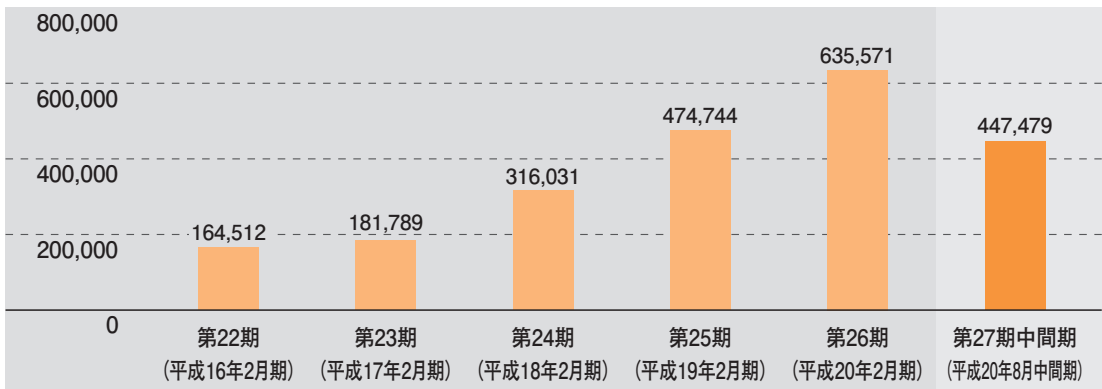
売上高

(単位：千円)



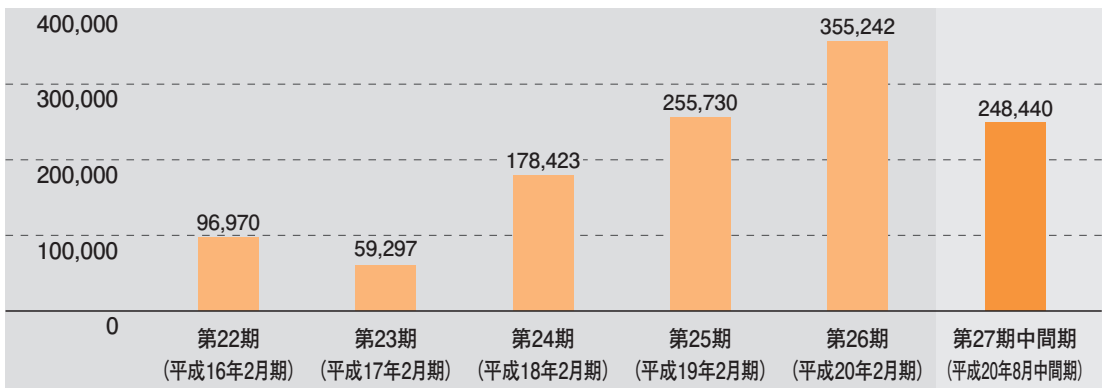
経常利益

(単位：千円)



当期（中間）純利益

(単位：千円)



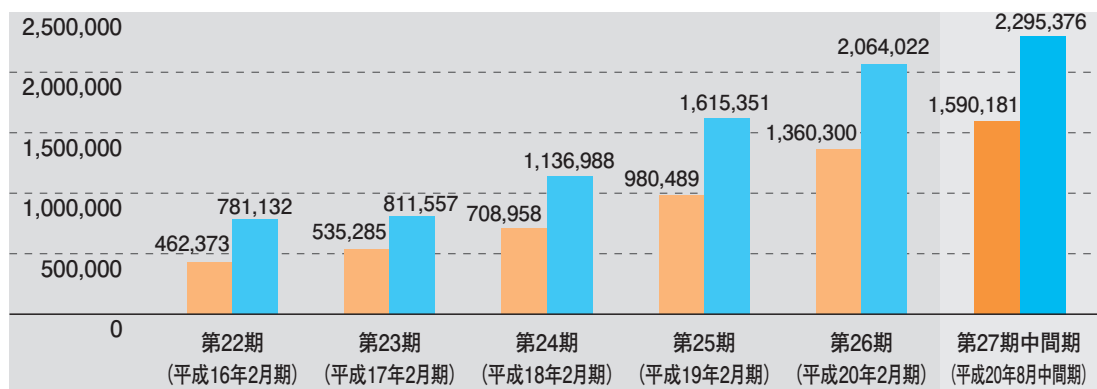


■ 純資産額／総資産額

■ 純資産額

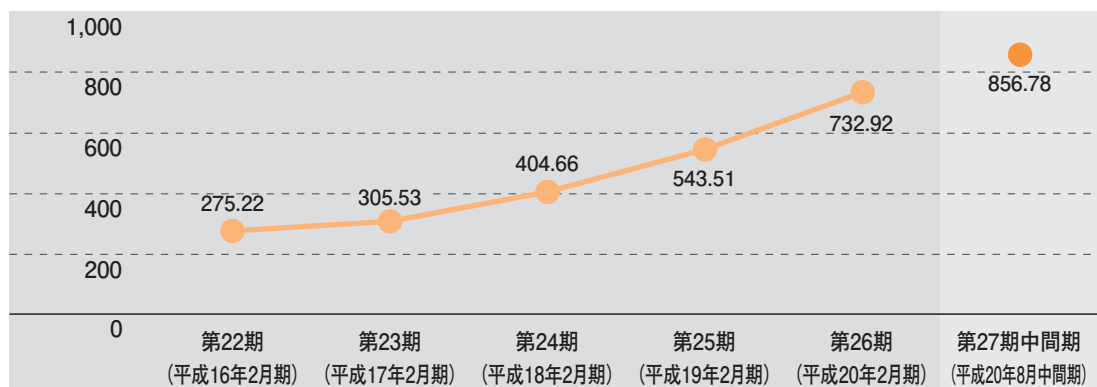
■ 総資産額

(単位：千円)



■ 1株当たり純資産額

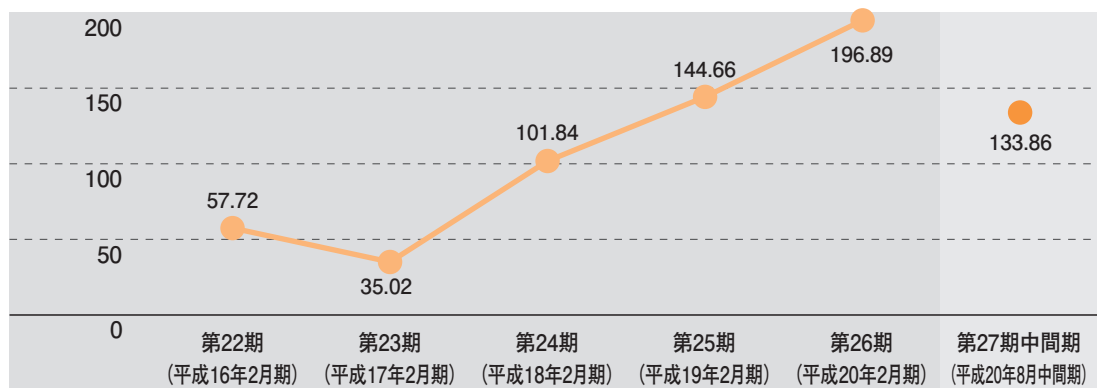
(単位：円)



(注) 当社は平成17年6月30日付で株式1株につき12株の分割を行っており、また平成18年7月31日付で株式1株につき100株の分割を行っております。上記では、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の数値を表記しております。

■ 1株当たり当期（中間）純利益

(単位：円)

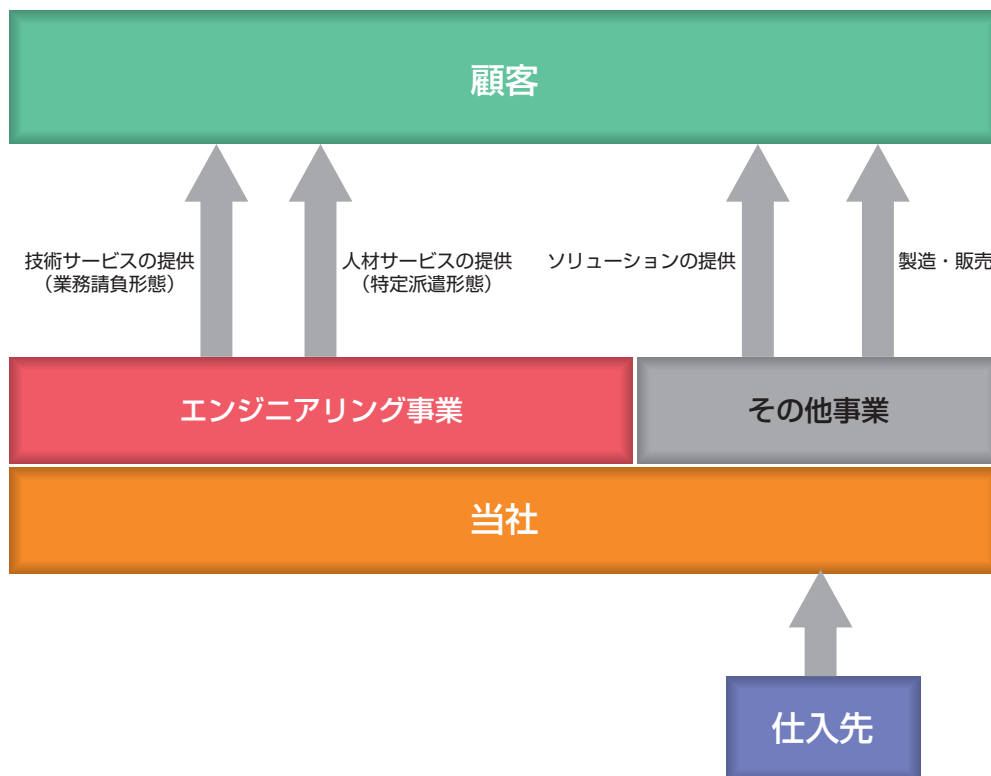


(注) 当社は平成17年6月30日付で株式1株につき12株の分割を行っており、また平成18年7月31日付で株式1株につき100株の分割を行っております。上記では、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の数値を表記しております。

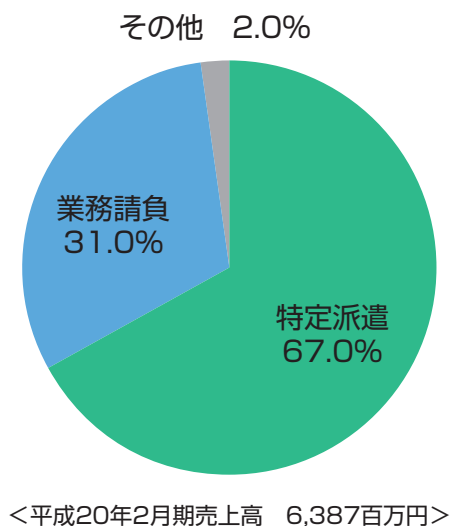
3. 事業の内容

当社の事業は、「特定派遣」と「業務請負」からなるエンジニアリング事業と、RFID機器の販売及びRFID関連のシステム開発といった無線通信技術の研究を含む「その他事業」からなります。

(事業系統図)



(売上比率)

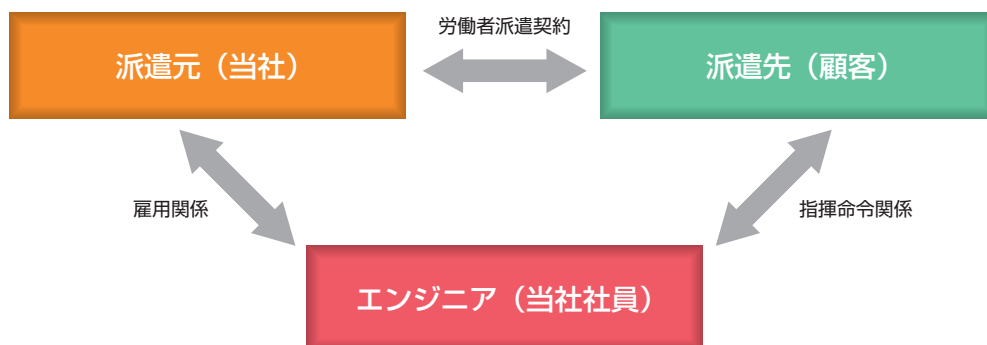


(エンジニアリング事業)

特定派遣

お客様の開発拠点へ
当社社員を派遣し業務を支援

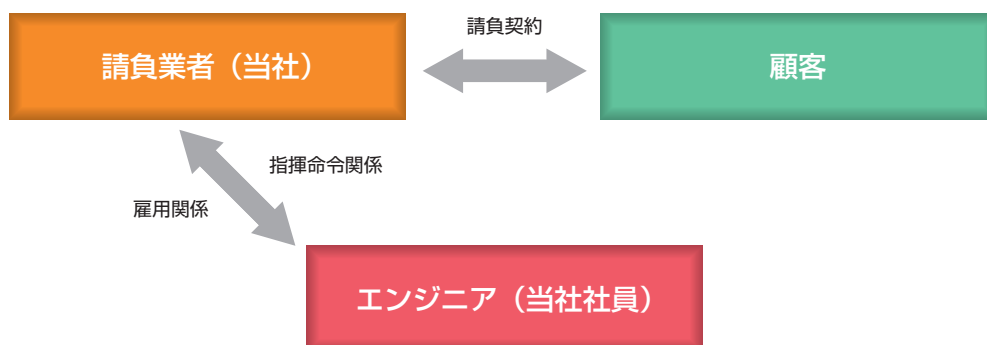
〈特定派遣形態関係図〉



業務請負

当社の事業所にて
お客様のシステム開発を支援

〈業務請負形態関係図〉



(その他事業)

「RFID」分野に関する製品の製造、販売及びソリューションの提供

■ 人材の育成について

当社は、エンジニアの採用面において「人物」を最重視した方針を掲げ、技術スキルのみに偏った採用に陥らず、人間性重視の採用戦略を推し進めております。また、育成面においてはグループ制による技術力の向上と各種育成プログラムによる各自のスキルアップを図り、プロジェクトマネージャーの育成に力を注いでおります。また、急速なIT技術の進歩に対応し、設備等の拡充を図ると共に社会人としての常識ある行動を実践できる人材の育成に継続的に取り組んで参ります。



当社研修センターにおける開発対象の実物を使った実践講座（セミナー）風景



当社研修センターにおける新卒者を対象とした集合研修風景

■ RFIDソリューションについて

「RFID」は、電波及び電磁誘導方式を用いた非接触型の自動認識技術であり、物流・在庫管理等の分野において利用されております。



ソーバルのRFID製品ラインナップ

目次

	頁
【表紙】	1
第一部 【証券情報】	2
第1 【募集要項】	2
1 【新規発行株式】	2
2 【募集の方法】	3
3 【募集の条件】	4
4 【株式の引受け】	6
5 【新規発行による手取金の使途】	7
第2 【売出要項】	8
1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】	8
2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】	9
3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】	10
4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】	11
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	12
第二部 【企業情報】	13
第1 【企業の概況】	13
1 【主要な経営指標等の推移】	13
2 【沿革】	15
3 【事業の内容】	16
4 【関係会社の状況】	19
5 【従業員の状況】	19
第2 【事業の状況】	20
1 【業績等の概要】	20
2 【生産、受注及び販売の状況】	22
3 【対処すべき課題】	23
4 【事業等のリスク】	25
5 【経営上の重要な契約等】	29
6 【研究開発活動】	30
7 【財政状態及び経営成績の分析】	31
第3 【設備の状況】	38
1 【設備投資等の概要】	38
2 【主要な設備の状況】	38
3 【設備の新設、除却等の計画】	40

第4	【提出会社の状況】	41
1	【株式等の状況】	41
2	【自己株式の取得等の状況】	52
3	【配当政策】	52
4	【株価の推移】	52
5	【役員の状況】	53
6	【コーポレート・ガバナンスの状況】	56
第5	【経理の状況】	60
1	【財務諸表等】	61
第6	【提出会社の株式事務の概要】	102
第7	【提出会社の参考情報】	103
1	【提出会社の親会社等の情報】	103
2	【その他の参考情報】	103
第四部	【株式公開情報】	104
第1	【特別利害関係者等の株式等の移動状況】	104
第2	【第三者割当等の概況】	105
1	【第三者割当等による株式等の発行の内容】	105
2	【取得者の概況】	109
3	【取得者の株式等の移動状況】	112
第3	【株主の状況】	113

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成20年11月10日	
【会社名】	ソーバル株式会社	
【英訳名】	Sobal Corporation	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長最高執行役員 推 津 順 一	
【本店の所在の場所】	東京都大田区下丸子三丁目25番14号 ソーバルビル	
【電話番号】	03-5482-1222(代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 経理財務部長 岩 崎 恭 治	
【最寄りの連絡場所】	東京都大田区下丸子三丁目25番14号 ソーバルビル	
【電話番号】	03-5482-1222(代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 経理財務部長 岩 崎 恭 治	
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集(売出)金額】	入札による募集	一円
	入札によらない募集	一円
	ブックビルディング方式による募集 (引受人の買取引受による売出し)	216,750,000円
	入札による売出し	一円
	入札によらない売出し	一円
	ブックビルディング方式による売出し (オーバーアロットメントによる売出し)	174,250,000円
	入札による売出し	一円
	入札によらない売出し	一円
	ブックビルディング方式による売出し	63,750,000円
	(注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。	
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。	

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数(株)
普通株式	300,000(注) 2

(注) 1 平成20年11月10日開催の取締役会決議によっております。

2 発行数については、平成20年11月21日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3 「第1 募集要項」に記載の募集(以下、「本募集」という。)並びに「第2 売出要項」の「1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項」の「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご覧ください。

4 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご覧ください。

2 【募集の方法】

平成20年12月3日に決定される引受価額にて、引受人は買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集を行います。

引受価額は発行価額(平成20年11月21日開催予定の取締役会において決定される払込金額と同額)以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社ジャスダック証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」(以下「上場前公募等規則」という。)第3条の規定に定めるブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	300,000	216,750,000	127,500,000
計(総発行株式)	300,000	216,750,000	127,500,000

- (注) 1 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
- 2 上場前の公募増資等を行うに際しての手続き等は、取引所の定める上場前公募等規則により規定されております。
- 3 発行価額の総額は、会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
- 4 資本組入額の総額は、資本金に組入れる額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(850円)の2分の1相当額を資本金に組入れることを前提として算出した見込額であります。
- 5 有価証券届出書提出時における想定発行価格(850円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は255,000,000円となります。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	発行価額 (円)	資本 組入額 (円)	申込 株数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 平成20年12月5日(金) 至 平成20年12月10日(水)	未定 (注) 4	平成20年12月11日(木)

(注) 1 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格の決定に当たり、平成20年11月21日に仮条件を提示する予定であります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成20年12月3日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申告の受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2 平成20年11月21日開催予定の取締役会において、発行価額を決定する予定であります。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額及び平成20年12月3日に決定する予定の引受価額とは各々異なります。募集株式は全株を引受人が買取ることとしており、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 平成20年11月10日開催の取締役会において、増加する資本金及び資本準備金に関する事項として、増加する資本金の額は、会社計算規則第37条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。この取締役会決議に基づき、平成20年12月3日に資本組入額(資本金に組入れる額)を決定する予定であります。

4 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。

申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5 株券受渡期日は、平成20年12月12日(金)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。株券は株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の株券等に関する業務規程第42条に従い、一括して機構に預託されますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、株券の交付を希望する旨を事前に金融商品取引業者に通知された方には、上場(売買開始)日以降に金融商品取引業者を通じて株券が交付されます。

6 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7 引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。なお、申込みに先立ち、引受人もしくはその委託販売先金融商品取引業者に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行う場合、その期間は平成20年11月26日から平成20年12月2日までの予定であります。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

8 引受価額が発行価額を下回る場合は株式の募集を中止いたします。

① 【申込取扱場所】

後記「４ 株式の引受け」欄の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 高田馬場支店	東京都新宿区高田馬場一丁目27番地7号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはありません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
大和証券エスエムビーシー株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	未定	1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金として、平成20年12月11日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号		
みずほインベスターズ証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番16号		
コスモ証券株式会社	大阪府中央区今橋一丁目8番12号		
水戸証券株式会社	東京都中央区日本橋二丁目3番10号		
いちよし証券株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号		
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号		
SMB Cフレンド証券株式会社	東京都中央区日本橋兜町7番12号		
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
計	—	300,000	—

- (注) 1 引受株式数は、平成20年11月21日開催予定の取締役会において決定する予定であります。
- 2 上記引受人と発行価格決定日(平成20年12月3日)に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の募集を中止いたします。
- 3 引受人は、上記引受株式数のうち、5,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に委託販売する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
255,000,000	46,000,000	209,000,000

- (注) 1 払込金額の総額は、引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(850円)を基礎として算出した見込額であります。平成20年11月21日開催予定の取締役会で決定される会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額とは異なります。
- 2 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
- 3 引受手数料は支払わないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額209,000千円については、東北地方における技術センター開設に伴う敷金の差入及び附属設備等の購入に40,000千円、残額を東京都における技術センター及び研修センターの開設に伴う土地、建物並びに附属設備等の購入に充当する予定であります。

(注) 設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」をご参照下さい。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

平成20年12月3日に決定される引受価額にて、引受人は買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出しを行います。引受人は株券受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
	ブックビルディング方式	205,000	174,250,000	神奈川県横浜市港北区樽町 1-18-4 カーサルナ206 推津 敦 35,000株 東京都杉並区久我山 5-29-6 川下 奈々 35,000株 東京都西東京市谷戸町 3-13-50 推津 順一 85,000株 東京都西東京市谷戸町 3-13-50 推津 幸子 50,000株
計(総売出株式)	—	205,000	174,250,000	—

- (注) 1 上場前の公募増資等を行うに際しての手続き等は、取引所の定める上場前公募等規則により規定されております。
- 2 「第1 募集要項」における株式の募集を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
- 3 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(850円)で算出した見込額であります。
- 4 売出数等については今後変更される可能性があります。
- 5 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。
 なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご覧ください。
- 6 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご覧ください。

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込 株数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約 の内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 平成20年 12月 5 日(金) 至 平成20年 12月10日(水)	100	未定 (注) 2	引受人及びそ の委託販売先 金融商品取引 業者の本支店 及び営業所	東京都千代田区 丸の内一丁目 9 番 1 号 大和証券エスエムビーシー 株式会社	未定 (注) 3

(注) 1 売出価格の決定方法は、「第 1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1 と同様であります。

2 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、ブックビルディング方式による募集の発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

3 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(平成20年12月 3 日)に決定いたします。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

4 上記引受人と平成20年12月 3 日に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の売出しを中止いたします。

5 株券受渡期日は、上場(売買開始)日(平成20年12月12日(金))であります。株券は機構の株券等に関する業務規程第42条に従い、一括して機構に預託されますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

なお、株券の交付を希望する旨を事前に金融商品取引業者に通知された方には、上場(売買開始)日以降に金融商品取引業者を通じて株券が交付されます。

6 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7 上記引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第 1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7 に記載した販売方針と同様であります。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数(株)		売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
	ブックビルディング方式	75,000	63,750,000	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券エスエムビーシー株式会社
計(総売出株式)	—	75,000	63,750,000	—

- (注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、「第1 募集要項」に記載の募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案して行われる大和証券エスエムビーシー株式会社による売出しであります。売出数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は全く行わない場合があります。
- 2 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、大和証券エスエムビーシー株式会社は、平成20年12月12日から平成21年1月9日までの期間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、金融商品取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. グリーンシュエオープンオプションとシンジケートカバー取引について」をご参照ください。
- 3 上場前の公募増資等を行うに際しての手続き等は、金融商品取引所の定める上場前公募等規則により規定されております。
- 4 「第1 募集要項」における株式の募集を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
- 5 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(850円)で算出した見込額であります。

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込 株数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約 の内容
未定 (注) 1	自 平成20年 12月 5 日(金) 至 平成20年 12月10 日(水)	100	未定 (注) 1	大和証券エスエムビー シー株式会社及び その委託販売先金融 商品取引業者の本支 店及び営業所	—	—

- (注) 1 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には利息をつけません。
- 2 売出しに必要な条件については、売出価格決定日(平成20年12月 3 日)において決定する予定であります。
- 3 株券受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株券受渡期日と同じ上場(売買開始)日(平成20年12月12日)の予定であります。株券は機構の株券等に関する業務規程第42条に従い、一括して機構に預託されますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、株券の交付を希望する旨を事前に金融商品取引業者に通知された方には、上場(売買開始)日以降に金融商品取引業者を通じて株券が交付されます。
- 4 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
- 5 大和証券エスエムビーシー株式会社及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. ジャスダック証券取引所への上場について

当社普通株式は、「第1 募集要項」における募集株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含め、大和証券エスエムビーシー株式会社を主幹事会社(以下「主幹事会社」という。)として、平成20年12月12日にジャスダック証券取引所へ上場される予定であります。

2. グリーンシュエオープンとシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主より借受ける株式であります。これに関連して、主幹事会社は、オーバーアロットメントによる売出しにかかる株式数を上限として当社普通株式を引受価額と同一の価格で当社株主より追加的に取得する権利(以下、「グリーンシュエオープン」という。)を、平成21年1月9日を行使期限として当社株主から付与される予定であります。

また、主幹事会社は、上場日(売買開始日)から平成21年1月9日までの間、オーバーアロットメントによる売出しにかかる株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

なお、主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式については、当社株主から借受けている株式の返還に充当し、当該株式数については、グリーンシュエオープンを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、もしくは上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、当社の大株主でありその所有する当社普通株式の一部を売り出す推津敦、川下奈々、推津順一及び推津幸子は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場日(当日を含む)後180日目(平成21年6月9日)までの期間(以下、「ロックアップ期間」という。)、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出し及びグリーンシュエオープンの対象となる当社普通株式を主幹事会社が取得すること等を除く。)を行わない旨を合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしに、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、本募集、株式分割及びストックオプションにかかわる発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

ロックアップ期間終了後には上記取引が可能となりますが、当該取引が行われた場合には、当社株式の市場価格に影響が及ぶ可能性があります。

第二部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第22期	第23期	第24期	第25期	第26期
決算年月	平成16年 2 月	平成17年 2 月	平成18年 2 月	平成19年 2 月	平成20年 2 月
売上高 (千円)	2,400,003	3,187,177	4,204,730	5,167,719	6,387,106
経常利益 (千円)	164,512	181,789	316,031	474,744	635,571
当期純利益 (千円)	96,970	59,297	178,423	255,730	355,242
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	70,000	95,000	95,000	106,700	126,200
発行済株式総数 (株)	1,400	1,460	17,520	1,804,000	1,856,000
純資産額 (千円)	462,373	535,285	708,958	980,489	1,360,300
総資産額 (千円)	781,132	811,557	1,136,988	1,615,351	2,064,022
1株当たり純資産額 (円)	330,267.00	366,634.06	40,465.68	543.51	732.92
1株当たり配当額(内、1株当たり中間配当額) (円)	4,000 (—)	3,253.42 (—)	433.79 (—)	8.00 (—)	10.00 (—)
1株当たり当期純利益 (円)	69,264.36	42,024.94	10,183.96	144.66	196.89
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	59.2	66.0	62.4	60.7	65.9
自己資本利益率 (%)	23.4	11.9	28.7	30.3	30.4
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	5.8	7.7	4.3	5.5	5.1
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	309,801	262,322
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△47,699	△114,951
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	15,544	24,341
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	—	—	498,765	670,477
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (名)	366 〔 0〕	545 〔 0〕	690 〔 0〕	800 〔 1〕	904 〔 1〕

- (注) 1 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 当社は関連会社がありませんので、持分法を適用した場合の投資利益については記載しておりません。
- 4 第22期及び第23期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、第24期、第25期及び第26期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
- 5 株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
- 6 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。
- 7 純資産の算定に当たり、第25期から、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。
- 8 第25期の財務諸表につきましては、旧証券取引法第193条の2の規定に基づき、第26期の財務諸表につきましては、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あずさ監査法人の監査を受けておりますが、第22期、第23期及び第24期の財務諸表につきましては、監査を受けておりません。
- 9 当社は、平成17年6月30日付で株式1株につき12株の分割を行っており、また平成18年7月31日付で株式1株につき100株の分割を行っております。そこで、株式会社ジャスダック証券取引所の公開引受責任者宛通知「『上場申請のための有価証券報告書』における1株当たり指標の遡及修正数値の取扱いについて」（平成20年4月3日付JQ証（上審）20第2号）に基づき、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。
なお、第22期、第23期及び第24期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）についてはあずさ監査法人の監査を受けておりません。

回次	第22期	第23期	第24期	第25期	第26期
決算年月	平成16年2月	平成17年2月	平成18年2月	平成19年2月	平成20年2月
1株当たり純資産額 (円)	275.22	305.53	404.66	543.51	732.92
1株当たり配当額(内、 1株当たり中間配当額) (円)	3.33 (-)	2.71 (-)	4.34 (-)	8.00 (-)	10.00 (-)
1株当たり当期純利益 (円)	57.72	35.02	101.84	144.66	196.89
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—

2 【沿革】

当社事業の主な変遷は以下のとおりです。

年 月	変 遷 の 内 容
昭和58年 1 月	電子計算機販売およびソフトウェア開発等を目的に、資本金 2 百万円にて当社の前身である美和産業株式会社を、東京都渋谷区渋谷三丁目 8 番 7 号において設立
昭和59年 2 月	本社を東京都葛飾区柴又六丁目13番 1 号に移転
昭和60年 7 月	本社を東京都新宿区高田馬場三丁目 1 番 5 号に移転
昭和61年 8 月	本社を東京都新宿区高田馬場二丁目14番 5 号に移転
昭和63年 3 月	キャノン株式会社との開発受託取引が開始
平成元年 6 月	美和産業株式会社からトオタス株式会社に商号変更
平成 2 年 4 月	本社を東京都豊島区池袋三丁目 1 番 2 号に移転
平成 3 年11月	開発部門と評価部門の分離を目的に、当社100%出資の子会社として評価業務を専門に取り扱うトオタス株式会社（当社と別会社）を資本金10百万円にて設立
平成 3 年11月	キャノン株式会社グループ企業以外の取引先への対応を目的として、評価業務を専門に取り扱うトオタス情報システム株式会社を資本金10百万円にて設立
平成 6 年 4 月	特定労働者派遣事業届出
平成 6 年12月	本社を東京都大田区下丸子三丁目25番14号に移転
平成10年10月	東海テック株式会社（平成 3 年11月設立）が当社との株式交換により、当社の持株会社となる子会社であるトオタス株式会社（当社と別会社）及びトオタス情報システム株式会社を業務一本化のため解散
平成16年 4 月	経営効率と業務執行のスピード化を目的として、執行役員制度を導入
平成16年12月	当社の持株会社である東海テック株式会社（平成3年11月設立）を吸収合併
平成17年 2 月	RFID開発センターの前身となるコアテクノロジー研究開発センターを立上げ、RFIDの本格的研究を開始
平成17年 2 月	障害者雇用を目的として、デザフト株式会社を資本金10百万円にて設立
平成17年 3 月	トオタス株式会社をソフトイングローバル株式会社に商号変更
平成18年 3 月	ソフトイングローバル株式会社をソーバル株式会社に商号変更
平成19年 2 月	子会社デザフト株式会社を体制の一本化のため解散

3 【事業の内容】

当社は、ファームウェア、ソフトウェア並びにハードウェアの開発及び評価に関するサービスを、当社従業員の特定人材派遣及び業務請負により提供するエンジニアリング事業を主な事業として展開しております。

また、その他事業として「RFID（※１）」分野に関する製品の製造、販売及びソリューションの提供を行っております。

（エンジニアリング事業）

主として、デジタル製品（※２）メーカーに対し、ファームウェア、ソフトウェア並びにハードウェアの「開発」を支援するサービスを提供しております。同時に、開発中の試作品の不具合や仕様誤りをプログラムレベルで評価・検証したり、生産前の製品の品質評価をする「評価」サービスも併せて提供しております。また、デジタル製品メーカー以外にも、精密機器や電子機器メーカーに対して、同様の技術支援サービスの提供を行っております。

ファームウェアとは、ハードウェアを動かすための専用ソフトウェアです。ただし、ソフトウェアが無形物であり、ハードウェアが有形物であるという前提において、開発過程ではソフトウェアであり、完成物はハードウェアであると捉えることも出来ます。

ソフトウェアがパソコン等のコンピュータハードウェアとは別に存在している一方で、ファームウェアはマイクロコンピュータ（以下、マイコン）やセンサー、モータなどのデバイスを制御する「ＩＣチップ」といわれるハードウェア内に存在するものであるため、製品においては、通常、ハードウェアの一種として取り扱われることが一般的です。しかしながら、そのＩＣチップに搭載される制御コード群の開発は、通常のソフトウェアの開発と同じくプログラミング作業によって行われるため、開発過程ではソフトウェアとして認識されることが一般的です。昨今、このファームウェアは「組込み」とも呼ばれることが多く、また携帯電話やデジタルカメラに組み込まれるなど、ファームウェアの市場認知度が高まってきたこと、通常のソフトウェア開発において求められるものとは一般的に異なる知識や技術がファームウェア開発に必要なことなどから、ソフトウェア（アプリケーション）、ハードウェアという概念に加えて、ファームウェア（組込み）という異なったカテゴリで一般的に認識されることが多くなってきたと考えております。

プリンタを例にとると、単純に片面に１ページしか印刷できなかったものが、モータの回転方向、用紙の送り方などを制御することで、両面印刷や、１面に２ページ印刷するといった複雑な“機器の制御”が可能になります。同様に、デジタルカメラでは、部屋の明るさを判定し自動でストロボを発光することや、手ぶれを補正して正しい画像の保存をするなどの機能を付加することができます。このように、身近にある電化製品の多くが、高性能・高機能化のためにマイコンを搭載しております。

ソフトウェアでは、デジタル製品のアプリケーションツールやドライバの開発のみならず、Webアプリケーションの開発にも携わっております。

ハードウェアでは、LSI（※３）やDSP（※４）の設計・開発、周辺回路設計、さらに構造設計や機構設計の研究・試作・量産設計を開発範囲としております。

併せて、組込みソフト開発において培われた技術基盤により、製品開発コスト管理支援ソリューション、組込みシステム設計支援ソリューション、SoC（※５）設計支援ソリューション、ソフトウェア製品化支援ソリューション、基板装置試作・量産支援ソリューション等の各種コンサルテーションを提供しております。

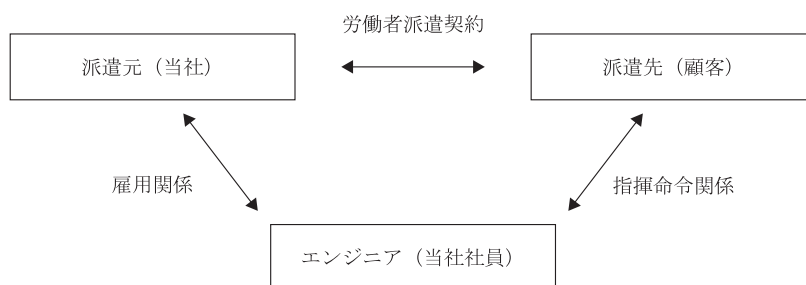
- （※）１ Radio Frequency Identificationの略称。電波及び電磁誘導方式を用いた非接触型の自動認識技術
- ２ デジタルカメラ、複合機、プリンタ、映像機器等
- ３ Large Scale Integrationの略称。大規模集積回路
- ４ Digital Signal Processorの略称。転送レートの高いデータの流れをリアルタイムで処理するために開発されたデバイス
- ５ System on a Chipの略称。：１つの半導体チップ上に、必要とされる機能が集積された集積回路

■サービス提供の形態

当社は、特定派遣形態と業務請負形態でサービスを提供しております。

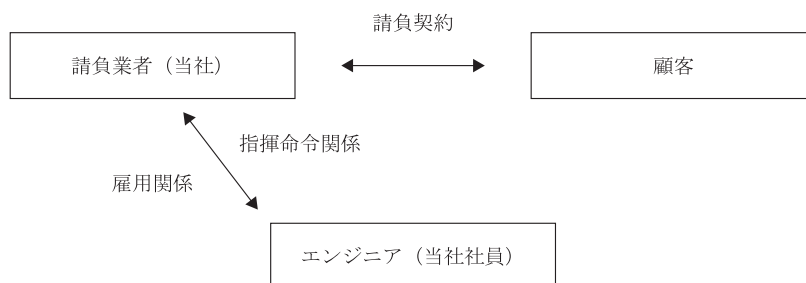
特定派遣形態とは、顧客企業の技術部門へ当社従業員であるエンジニアを派遣するサービス形態です。当社は、昭和61年施行の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下、労働者派遣法）」における、常用雇用者のみを派遣する特定労働者派遣事業としてサービスを提供しております。

特定派遣形態の関係図は以下のとおりであります。



業務請負形態とは、顧客企業から業務の委託を受け、当社のエンジニアが、当社の指揮命令の下に開発を行い、成果物の提供を行うものです。従って、業務請負形態においては、請負った業務の成果物に対する製造責任を負っております。

業務請負形態の関係図は以下のとおりであります。

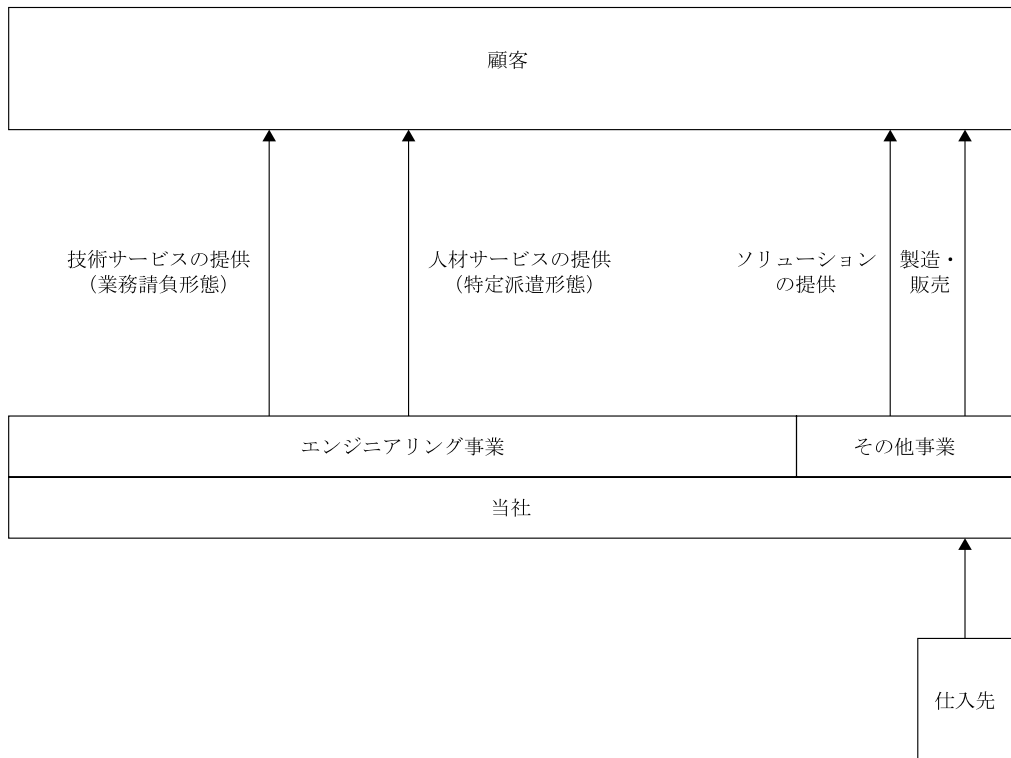


（その他事業）

その他事業として現在、「RFID」分野に関する製品の製造、販売及びソリューションの提供を行っております。「RFID」は、電波及び電磁誘導方式を用いた非接触型の自動認識技術であり、物流・在庫管理等の分野において利用されております。

[事業系統図]

当社の事業系統図は次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成20年10月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
941 [1]	30.2	4.1	4,754,114

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
2 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。
3 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4 従業員数が最近1年間に於いて99名増加しておりますが、事業の拡大に向け積極的に技術者の採用活動を行ったためであります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円滑に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

第26期事業年度（自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日）

当事業年度における我が国経済は、原油価格の上昇やサブプライムローン問題等により、先行きに不透明感が生じ、また、景況全体としては、企業間格差はあるものの、企業収益の改善による設備投資や開発投資の増加が見られ、緩やかな成長が続きました。

当社の主要取引先が属する業界においては、米国経済の減退ならびに日本国内の景気停滞は見受けられるものの、原油価格の高騰による恩恵を被る中東諸国を始めとした産油国や経済発展の著しいBRICs諸国をはじめとする新興国の需要拡大等に後押しされる形で、国内のデジタル製品メーカーの製品開発意欲は依然として高い水準を維持するものと思われ、国内市場における原油高騰並び穀物相場の上昇等物価を押し上げる懸念材料はあるものの、デジタル製品に対する消費意欲は、全世界的にみて依然として堅調に推移するものと考えられます。また、団塊世代の退職や少子化における絶対労働力人口の減少傾向により、企業の人材確保活動が活発化するとともに、特に優秀な技術者の確保が新製品開発の重要なファクターであることから、アウトソーシング先への技術者需要は増大しております。

このような環境の中で当社の主要顧客であるデジタル製品メーカーにおいても、同様に技術者ニーズが増大しており、この需要に対し、顧客ニーズに応える人材サービス及び技術サービスの提供に努めて参りました。その結果として、キャノン株式会社の他、キャノンファインテック株式会社、キャノンマーケティングジャパン株式会社、キャノン電子株式会社への取引実績を拡大できたこと、併せて、キャノン株式会社の他上記関係会社3社以外の顧客に対する取引の増加を図れたことから、売上高は6,387百万円（前年同期比23.6%増）となりました。

売上高に関する事業別の状況は、エンジニアリング事業において6,256百万円（同22.0%増）、その他事業において131百万円（同239.3%増）となりました。

利益面においては、新入社員の採用数増加や未経験者の教育費増加、及び自社商品の研究開発費等の費用を売上高の増加によって吸収したことにより、営業利益は633百万円（同33.5%増）、経常利益は635百万円（同33.9%増）、当期純利益は355百万円（同38.9%増）となりました。

第27期中間会計期間（自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日）

第27期中間会計期間におけるわが国経済は、原油価格などの原材料高騰や、サブプライムローン問題を発端とした金融市場の混乱、米国経済の先行き不透明感等、景気後退リスクがますます深刻化し、企業収益予想の見直しに伴う設備投資の減少や新規学卒採用の抑制、個人消費の停滞等により、景気の動向は不透明感を増しております。

しかしながら、当社の位置する組込みソフト業界におきましては、継続して市場は拡大中であり、依然として技術者不足となっております。当社の主要顧客であるデジタル製品メーカーからも人材の需要の抑制などは見受けられませんでした。

このような状況のもと、当社は顧客企業のニーズに対応するため、優秀な人材の確保及び、技術者教育の強化を実施してまいりました。また、技術者としての付加価値を高めることにより、派遣単価のアップに努めるとともに、潜在ニーズのある新規案件の開拓にも積極的に着手してまいりました。

その結果として、キャノン株式会社の他、キャノンファインテック株式会社、キャノンマーケティングジャパン株式会社、キャノン電子株式会社、更に新規顧客として、キャノンITソリューションズ株式会社への取引実績を拡大できたこと、併せて、キャノン株式会社の他上記関係会社4社以外の顧客に対する取引の増加を図れたことから、当中間会計期間の売上高は3,446百万円となりました。

売上高に関する事業別の状況は、エンジニアリング事業において、3,352百万円、その他事業において、94百万円となりました。

利益面においては、社員の増加に伴い原価が増加いたしました。新規案件獲得等の積極的な営業活動を行うと共に、請負業務での作業効率化及び各技術者のスキルアップ等の付加価値向上に努めた結果、営業利益は444百万円、経常利益は447百万円、中間純利益は248百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

第26期事業年度（自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下、資金という）は、前事業年度末に比べて171百万円増加し670百万円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、262百万円（前事業年度309百万円）となりました。これは、主に税引前当期純利益636百万円の計上、売上債権の増加154百万円及び前受金の減少88百万円による資金減少、未払金の増加による48百万円の資金増加、法人税等の支払277百万円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、114百万円（前事業年度47百万円）となりました。これは、主に有形固定資産取得による支出34百万円、無形固定資産取得による支出15百万円、差入保証金の差入れによる支出68百万円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は、24百万円（前事業年度15百万円）となりました。これは、主に新株の発行による収入38百万円、配当金の支払による支出14百万円によるものであります。

第27期中間会計期間（自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日）

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下、資金という）は、前事業年度末に比べて316百万円増加し986百万円となりました。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、349百万円となりました。これは、主に税引前中間純利益447百万円の計上、売上債権の減少46百万円及びたな卸資産の減少20百万円による資金増加、法人税等の支払195百万円の資金減少によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、14百万円となりました。これは、主に有形固定資産取得による支出16百万円、差入保証金の回収による収入2百万円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は、18百万円となりました。これは、主に配当金の支払による支出18百万円によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

第26期事業年度及び第27期中間会計期間における生産実績は、重要性が乏しいため記載を省略しております。

(2) 受注実績

第26期事業年度及び第27期中間会計期間における受注実績を示すと次のとおりであります。

事業部門	第26期事業年度 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)				第27期中間会計期間 (自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日)	
	受注高 (千円)	前年増減比 (%)	受注残高 (千円)	前年増減比 (%)	受注高 (千円)	受注残高 (千円)
エンジニアリング事業						
業務請負形態	1,625,003	—	594,845	—	1,101,628	723,993
合計	1,625,003	—	594,845	—	1,101,628	723,993

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2 特定派遣形態は、サービスの提供量に応じて対価を得るため受注実績には記載しておりません。
3 その他事業に関しては、重要性が乏しいため記載を省略しております。
4 前年同期は集計を行っていないため、対比を記載しておりません。

(3) 販売実績

第26期事業年度及び第27期中間会計期間における販売実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門	第26期事業年度 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)		第27期中間会計期間 (自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日)
	販売高(千円)	前年増減比(%)	販売高(千円)
エンジニアリング事業			
特定派遣形態	4,276,968	55.6	2,379,818
業務請負形態	1,979,074	△16.9	972,480
小計	6,256,042	22.0	3,352,298
その他事業	131,064	239.3	94,390
合計	6,387,106	23.6	3,446,689

- (注) 1 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第25期事業年度 自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日		第26期事業年度 自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日		第27期中間会計期間 自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日	
	販売高 (千円)	割合 (%)	販売高 (千円)	割合 (%)	販売高 (千円)	割合 (%)
キャノン株式会社	4,431,369	85.8	4,949,182	77.5	2,538,243	73.6
ソニー株式会社	382,196	7.4	908,463	14.2	572,297	16.6

- 2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当社は、主としてファームウェア、ソフトウェア並びにハードウェアの開発とその製品の評価に関するサービスを特定労働者派遣及び業務請負の形態で提供しております。当社の主要取引先が属する業界においては、顧客企業における潜在的エンジニア不足とアウトソーシング活用の必要性の観点から、引き続き、市場の拡大余地が大きいと判断しております。支援する技術品質の安定的な向上とともに、以下の3点を重要課題として取り組んでまいります。

（１）コア事業における一部の取引先への依存度低減及び新規優良取引先の開拓

平成20年8月中間期におけるキャノン株式会社、キャノンファインテック株式会社、キャノン電子株式会社、キャノンマーケティングジャパン株式会社及びキャノンITソリューションズ株式会社への売上高は当社売上高の74.9%を占めており、経営の健全性確保の観点からもキャノン株式会社及び関係会社4社への依存度をより低減させることが、以後の安定した経営を進める上で重要な経営課題であると認識しております。

この経営課題への取り組みとして、新規優良取引先の開拓は必須であり、現在ソニー株式会社への積極的営業活動を推し進めております。平成20年8月中間期における同社への当社売上高は、総売上高の約16.6%を占めるまでに至り、順調に推移しております。

今後も引き続き、新規優良取引先の開拓を推し進めて参りますが、従来からのデジタル製品メーカーに加え、情報通信分野、成長が期待される自動車・医療等の分野にも注力し、営業推進を行って参ります。

（２）優秀な人材の確保及び育成

取引先のニーズに対して、最適なサービスを提供するためには、優秀なエンジニアの確保及び育成が、重要な課題であると認識しております。

このため、当社は、エンジニアの採用面において「人物」を最重視した方針を掲げ、技術スキルのみに偏った採用に陥らず、人間性重視の採用戦略を推し進めております。また、育成面においてはグループ制による技術力の向上と各種育成プログラムによる各自のスキルアップを図り、プロジェクトマネージャーの育成に力を注いでおります。また、急速なIT技術の進歩に対応し、設備等の拡充を図ると共に社会人としての常識ある行動を実践できる人材の育成に継続的に取り組んで参ります。

現在、新卒エンジニアの人材育成策としては、入社後、基礎的な技術教育を中心に3ヶ月間集中的な教育を実施しております。その研修期間中には、社会人として基礎意識／マナー、セキュリティに関する研修も含まれます。

集中研修終了後、各部署に配属され、OJT教育で更に技術力を磨いていきます。また、配属後も継続的にスキルアップが可能な社内研修システムを運用しており、技術及びビジネススキルの両面の育成を図っております。

① 技術面の教育制度

技術面の教育制度は、3本の柱から構成されています。

a, e-ラーニングシステム

社員のスキルアップを支援する、自社オリジナルのオンライン教育システムを運用しています。

いつでもアクセスが可能なため、自分の学習したい内容を、学習したい時間に自由に学ぶことが出来ます。

b, 実践講座(セミナー)：言語短期集中講座

実践的な講義や課題により、開発現場の疑似体験を行います。独学ではカバーしきれない知識や技術をサポートし、現場に適応できるように教育する場です。言語の文法・構文等を復習し、さらに仕様を満たしたアプリケーションを自力で作るトレーニングを実施する講座です。主な内容は下記のとおりです。

- ・実践的Cプログラム開発技法

既にC言語の基礎知識を一とおり修得している社員を対象に、C言語の文法・構文等を復習します。その後、実践プロジェクト形式で仕様を満たすアプリケーションを自力で作るトレーニングを実施する講座です。

- ・ハードウェア講習

ハードウェアに興味があり、ハードウェア設計・開発に関わっていききたいと、自らの意思で真剣に考えている社員を対象に、指導を実施しております。ハードウェア設計未経験者を、ハードウェア設計技術者として、業務に従事できるレベルにすることを目的としております。

また、この他にも、所属部署による自主的な勉強会なども、必要に応じて開催されております。

- c, 成果発表(プログラミングコンテスト)

1年に1度、プログラミングコンテストを開催します。経験に関係なく、自ら選定したテーマのアプリケーションを作成し、コンテストの場に発表するもので、開発経験者だけでなく、開発未経験者にとっても開発スキルをアピールする場になっております。なお、優秀な成果を残した社員には、報奨金が授与されます。また、社員総会等で表彰することで、社員の前向きな姿勢を評価する制度としております。

② ビジネススキル面の教育制度

ビジネススキル面の教育制度は、職責に応じて準備されています。

- a, 基礎意識・マナー研修

新入社員を対象として、ビジネスマンとして大切な基本の考え方（意識）及び、ビジネスマナーを修得することを目的としております。

- b, リーダー職（フォロアーズ）研修

リーダー職を対象とした研修で、リーダー職に期待される役割としての、フォロアーズ（上司補佐）力を向上することを目的としております。

- c, 管理職基礎研修

主任・課長代理で管理職になった人、及びなる見込みの人を対象とした研修で、管理職として重要な、基本的な考え方（意識）となすべき事のポイントを修得することを目的としております。

- d, 中間管理職研修

部下を持つ管理職（課長代理・課長・次長等）を対象とした研修で、チームマネジメント（部下育成を含む）のポイントを修得することを目的としております。

今後も引き続き、人材育成策の充実を図るとともに、優秀な人材の確保に努めてまいります。

（3）自社製品開発への取り組み

当社は、これまでの事業運営の中で、ファームウェア、ソフトウェア並びにハードウェア開発及び評価に特化した技術力を蓄積して参りました。それにより、エンジニアリング事業は、順調に推移しておりましたが、さらなる発展のため、新たな分野への開拓を模索しておりました。そこで、エンジニアリング事業で蓄積した技術力を活かし、現在は、新たな事業領域として「RFID」製品の開発に取り組んでおります。今後については、当該製品の開発を推し進めると共に、その他の新規研究開発要件も推進して参ります。

4 【事業等のリスク】

以下においては、当社の事業展開上における現在の事業等に関してリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しており、あわせて必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資家の投資判断上重要であると考えられる事項については、投資家の皆様に対する積極的な情報開示の観点から以下に記載しております。また、以下の記載は本株式の投資に関連するリスクのすべてを網羅するものではありませんのでご注意ください。

なお、本項中の記載内容については、特に断りがない限り、本書提出日現在の事項であり、将来に関する事項は同提出日現在において当社が判断したもので、現時点で想定できないリスクが発生する可能性もあります。

当社では、これらのリスクの発生可能性を認識したうえで、発生回避及び発生した場合の対応に努める方針ですが、本株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項目以外の記載内容も併せて慎重にご検討ください。

(1) 一部の取引先への依存について

当社の売上高は、特定顧客への依存度が高く、平成20年8月中間期における売上高比率はキャノン株式会社及び関係会社4社が74.9%を占めており、経営の健全性確保の観点からキャノン株式会社及び関係会社4社への売上の拡大を図りつつ、他社への売上をそれ以上に伸ばさせていくことによって依存度をより低減させることが、以後の安定した経営を進める上で非常に重要な経営課題であると認識しております。当社としては、キャノン株式会社及び関係会社4社への売上高を引続き伸ばしつつ、ソニー株式会社を中心とするキャノン株式会社及び関係会社4社以外の販売先への営業活動を推し進めており、その結果、キャノン株式会社及び関係会社4社への売上高比率は、平成19年2月期の87.5%から平成20年2月期の78.9%、平成20年8月中間期の74.9%へと低下しております。

しかしながら、依然としてキャノン株式会社及び関係会社4社への売上高比率が高く、併せて、ソニー株式会社への売上高比率は、平成19年2月期の7.4%から平成20年2月期の14.2%へ、平成20年8月中間期は、16.6%へ上昇しております。従って、キャノン株式会社及び関係会社4社及びソニー株式会社の生産拠点の変更や開発体制の見直し等事業戦略の変更があった場合、新製品販売計画や開発計画などの変更があった場合、及び当社への発注方針に変化があった場合には、これらの顧客との取引が減少し、当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(2) 人材の確保に関するリスク

① 優秀な人材の確保及び育成について

エンジニアリング事業において顧客のニーズに的確に対応するためには、関連する技術・技能を有した多くの優秀な人材を常時確保しておく必要があります。また、それ以上に顧客との関係の向上が重要であると考えております。当社は、これらの達成の為に、要員計画に基づき、新卒、経験者の採用を行うとともに従業員に対する技術教育の実施や健康管理の推進に努めております。

しかしながら、今後、事業を拡大していくにあたり、これら事業の推進に必要な人材を適切に確保・育成できない場合等には、当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

②労務費の増加について

当社では、全ての技術者を正社員として雇用しております。また、今後もその方針であり、同時に社員数の増加も予定しております。当社の原価の大部分は労務費でありますので、社員数に比例し増加いたします。これらの費用の増加は、売上の増加により吸収可能と考えておりますが、派遣単価及び受注金額に転嫁できなかった場合には、当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

また、社会保険については、平成16年の年金制度改革により、標準報酬月額に対する厚生年金保険料会社負担分の料率は、平成16年10月時点の6.967%から、平成29年まで毎年0.177%ずつ引き上げられ、平成29年以降は、9.15%で固定することとなっております。当社は、今後においても社員全員の社会保険加入義務を順守する方針でありますので、社会保険料率の上昇が当社の事業活動に支障をきたし、当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(3) エンジニアリング事業の変動要因に関するリスク

①利益率の変動要因について

当社は、研修期間中の新卒社員の給与手当等を販売費及び一般管理費として計上しており、原則的な研修期間は4～6月であります。そのため、第1四半期はその他の四半期に比べて利益率が低下する傾向にあります。なお、取引先の需要動向及び当社技術者の育成状況等の要因により、多数の技術者の研修期間が当該原則的な期間より長期化した場合、販売費及び一般管理費が増加することから、利益率が低下し、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社では全ての技術者を正社員として雇用していることから、各技術者について、派遣期間終了後または請負業務完了後、次の業務が開始されるまでの期間は待機時間となり、固定的な労務費の発生に対して売上高が計上されないこととなります。顧客企業の景気動向や受注案件の季節偏重等により当該待機時間が増加した場合、利益率が低下し、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

②派遣単価及び請負価格の下落について

派遣単価及び請負価格は、地域及び顧客企業の業種、景気動向や同業他社との競争、技術革新のスピードへの対応度合い等に左右されます。当社は、今後とも既存取引先のニーズに対応し、安定した取引の継続を図ると共に、新規顧客の獲得に努める中で、当社の派遣単価及び請負価格が下落することを防止するよう努める方針ではありますが、事業環境に変化が起こった場合や、競争力のあるサービスを維持できず、顧客ニーズに対応出来ないことによって同業他社との競争が激化した場合等には、派遣単価または請負価格が下落し、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③請負業務における品質について

エンジニアリング事業における請負業務では、顧客の要求事項に基づき受託ソフトウェアの開発製品の設計・開発及び保守サービス等を行っておりますが、それらの品質管理を徹底し顧客に対する品質保証を行うとともに、顧客サービスの満足度の向上に努めております。また、引合い・見積り・受注段階からのプロジェクト管理の徹底、プロジェクトマネジメント力の強化に努め、不採算案件の発生防止にも努めております。

しかしながら、当社の提供するサービス等において、品質上のトラブルが発生した場合には、トラブル対応による追加コストの発生や損害賠償等により、当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(4) 情報の漏洩に関するリスク

①個人情報の管理について

平成17年4月1日に「個人情報の保護に関する法律」が施行されております。同法では、個人情報取扱業者は、必要と判断される場合は一定の報告義務が課されるとともに、同法の一定の義務に違反した場合において個人の権利利益を保護するために必要と認めるときは、主務大臣は必要な措置を取るべきことを勧告または命令することができるとなっております。当社では、取引先関係者、学校関係者、採用応募者、役員及び従業員等の個人情報を有しており、個人情報の取扱いに関する基本方針を定め、個人情報の管理・取扱いには管理責任者を置き、個人情報の厳正な管理を行っております。また、平成19年10月には、プライバシーマークを取得いたしました。

しかしながら、万一個人情報が流出した場合には、損害賠償等が求められる可能性があるほか、当社の社会的な信用を悪化させ、事業活動に重大な影響を与える可能性があり、当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性もあります。

②情報セキュリティについて

当社では、業務上多数の顧客情報・製品開発情報等を取扱っております。これらの情報セキュリティ管理につきましては、物理的セキュリティの充実に加え、セキュリティポリシー、行動規範の全従業員向け教育の実施、ISO27001(ISMS)の取得（秘密情報取扱部門）、またこれらの運営、維持推進を、組織的、且つ、継続的に取り組んでおります。しかしながら、万一何らかの原因により情報システムの停止や顧客情報・製品開発情報等の秘密情報の外部への漏洩等が発生した場合には、当社の信用の失墜、企業イメージの低下を招き、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 法的規制及び訴訟に関するリスク

①特定労働者派遣について

当社が主力事業としているエンジニアリング事業の特定派遣形態にてサービスを提供している業務は「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下、労働者派遣法）」第2条第5項により規制される「特定労働者派遣事業（派遣される労働者が常用雇用される派遣事業）」に該当しており、当社は法令に基づく厚生労働大臣への届出（届出受理番号 特14-01-0424）を行っております。当社では関係法令の遵守に努め労働者派遣事業を行っておりますが、労働局等所轄官庁が当社取引先及び当社の運用実態に対して基準を満たしていないと結論付けた場合には、取引先及び当社に対する是正勧告、業務改善命令、事業停止命令等の行政指導が発せられる恐れがあります。そうした指導を受けた場合、当社の業績及び財政状態に重大な影響が及ぶ可能性があります。

また、新たに法規制の改正などが行われた場合、当社の事業に不利な影響を及ぼすものであれば、当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

②製造物責任について

当社は、その他事業における製品の製造につき、ISO9001の認証を受けるなど、品質管理体制の整備を進め、安定した品質の確保に十分留意して製品の製造を行っております。また、当社製品については、その性質特性上、直接、当社製品が原因で人の生命、身体又は財産を侵害する可能性は、極めて低いと考えておりますが、当社製品は、他の製品への組み込み等が想定されることから、製造物責任法の責任範囲について対応するため、生産物賠償責任保険に加入しております。

しかしながら、全ての製品について品質不良等が発生しない保証はなく、また、製品に対するリコール、苦情又はクレームが発生しない保証もないため、このような製品不良等に関わる事態が発生した場合には、当社の顧客に対する信用力が著しく低下する可能性があり、かつ想定を超える賠償責任額が発生し、当社に対する評価のみならず、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

③知的財産権の侵害について

当社は、第三者が保有している知的財産権の保護に特に留意し、その他事業におけるRFID製品の製造、販売に関しましては、新製品開発や案件の開始前に特許の事前調査を、全社的には商標、意匠権に関しては都度、事前調査を実施しております。

現時点で第三者の知的財産権の侵害の事実はないと認識しておりますが、故意によらず、第三者の特許等の知的財産が新たに登録された場合、また当社が認識していない特許等の知的財産が成立している場合、当該第三者から損害賠償または使用差止等の請求を受ける可能性、並びに当該特許等の知的財産に関する対価の支払い等が発生する可能性があります。このような場合、当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(6) その他事業の展開に関するリスク

当社は、事業規模の拡大と収益源の多様化を進めるため、RFID事業を推進しております。しかし、当該RFID分野の研究開発に関しては、本格的な研究を平成17年より開始しており、十分な開発ノウハウの蓄積に必要な期間が経過していないと考えております。そのため、マーケットの分析やサービスの開発等に時間を要したり、必要な資源の獲得に予想以上のコストが掛かる等、必ずしも計画が順調に推移しない可能性があります。また、今後も継続して軌道に乗った展開ができるとは限らず、方針の変更や事業の見直し等の何らかの問題が発生する可能性もあり、収益獲得に至らず損失が発生する場合があります。そのような場合は、RFID事業の展開が当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

(1) 業務委託契約

契約会社名	契約書名	契約期間	契約内容
キャノン株式会社	労働者派遣基本契約書	平成9年1月1日契約締結 最新契約：平成17年3月1 日から1年自動更新	当社からキャノン株式会社に対して、 特定派遣形態によるサービスの提供を行 うための基本契約書
キャノン株式会社	開発業務委託基本契約書	平成8年12月1日契約締結 最新契約：平成15年10月21 日から1年自動更新	当社からキャノン株式会社に対して、 業務請負形態によるサービスの提供を行 うための基本契約書
ソニー株式会社	人材派遣基本契約書	平成18年3月1日契約締結 最新契約：平成18年3月1 日から1年自動更新	当社からソニー株式会社に対して、特 定派遣形態によるサービスの提供を行 うための基本契約書
ソニー株式会社	業務委託基本契約書	平成17年6月14日契約締結 最新契約：平成17年6月14 日から1年自動更新	当社からソニー株式会社に対して、業 務請負形態によるサービスの提供を行 うための基本契約書

6 【研究開発活動】

第26期事業年度（自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日）

当事業年度は、平成17年より取り組んでおりますRFIDにおける研究開発活動として、UHF帯RFIDハンディ型リーダー・ライタ（※1）の試作、HF帯小型タグ対応高出力型リーダー・ライタ（※2）開発を初め、各種モジュールの試作・実証等を行ってまいりました。RFIDは、今後、さまざまな市場において、活用が期待されることから、引き続きこの分野におきまして、新製品開発に鋭意努力してまいります。

研究開発体制は、現在、開発センター長の他RFIDグループ17名で構成されており、ICタグを活用したリーダー・ライタ、データ処理装置等のモジュール、完成品の新製品開発業務等に携わるとともに、完成した製品毎の製品保証に関連する品質の保持・保守等を担っております。

当事業年度における研究開発費の総額は、108百万円であります。

（※） 1 UHF860-960MHzの周波数を利用した読み書きを行う装置。

UHF帯は、最大約5mの通信距離があり、日本では、最近、RFIDへ割り当てられた新しい帯域。

2 短波13.56MHzの周波数を利用したタグに読み書きを行う装置。

HF帯は、最大通信距離は70cmと短い特性バランスがよく、

現状、最も多くの用途で利用されている。（例：FeliCa, Suicaなど）

第27期中間会計期間（自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日）

当中間会計期間は、平成17年より取り組んでおりますRFIDにおける研究開発活動として、物流業向けのRFIDソリューション構築の支援ツール、HF帯RFID用アンテナ切替器、当社製HF帯RFIDリーダー・ライタの改版等を行ってまいりました。RFIDの市場も年を追うごとに活性化しており、引き続きこの分野におきまして、新製品開発に鋭意努力してまいります。研究開発体制は、現在、開発センター長の他RFIDグループ15名で構成されており、積極的な研究開発活動を行っております。

また、その他の研究開発活動として、当期よりビデオ・カメラに関わる画像（動画、静止画）処理技術及び認識技術の開発も8名体制で行っており、画像のブレ認識・ブレ補正に関するアルゴリズム等を推進して参ります。

当中間会計期間における研究開発費の総額は 37百万円であります。

7 【財政状態及び経営成績の分析】

第26期事業年度及び第27期中間会計期間の財政状態及び経営成績の分析は、以下のとおりであります。

なお、文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、将来に関する事項は不確実性を有しており、実際の結果と異なる可能性もありますのでご留意下さい。

(1)重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。

財務諸表の作成に際しては、決算日における資産・負債の報告数値及び偶発資産・負債の開示、報告期間における収益・費用の報告数値に影響を与える見積り及び予測を行わなければなりません。見積り特有の不確実性が存在するため、結果として、このような見積りと実績が異なる場合があります。

当社の財政状態及び経営成績にとって重要であり、かつ、相当程度の経営判断や見積りを必要とする重要な会計方針について、以下のとおり説明いたします。

①収益の認識

派遣業務の売上高につきましては、毎月末に当月1日から月末までの技術者の取引先企業での役務提供に対応して収益を認識しております。

請負業務の売上高につきましては、請負作業が終了し納品・検収を受けた時点で収益を認識しております。

その他事業において、商品等の受け渡しのみで完了する売上高につきましては、出荷をした時点で収益を認識しております。

②貸倒引当金（債権の回収可能性）

当社は、売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、又、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。相手先の財政状態が悪化しその支払能力が低下した場合には、引当金を計上する必要が生じ、損益にマイナスの影響を与える可能性があります。

③繰延税金資産

当社は、企業会計上の収益または費用と、課税所得計算上の益金または損金の認識時点が異なることから、会計上の資産・負債と課税所得計算上の資産・負債の額に一時的な差異が生じる場合において、一定期間内における回収可能性に基づき貸借対照表上に繰延税金資産を計上しております。当社の将来的な業績予想を検討して十分回収可能性があると考えておりますが、状況によっては繰延税金資産の全額または一部を取崩す必要が生じる場合があります。

④役員退職慰労引当金

当社は、役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えて、役員退職慰労金内規に基づき役員及び執行役員の在任期間に対応する役員退職慰労引当金を計上しております。

⑤賞与引当金

当社は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しております。

⑥受注損失引当金

当社は、受注契約に係る将来の損失に備えるため、当期末における受注のうち発生する原価の見積額が受注額を超過する可能性が高いものについて、損失見込額を計上しております。

(2)財政状態の分析

第26期事業年度（自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日）

当事業年度末における資産合計額は2,064百万円（前年同期比448百万円増）、負債合計額は703百万円（前年同期比68百万円増）、純資産合計額は1,360百万円（前年同期比379百万円増）となりました。

（流動資産）

当事業年度末における流動資産の残高は1,715百万円で、前事業年度末に比べ349百万円増加しており、これは主に、現金及び預金が670百万円（前年同期比171百万円増）となったこと、売上高の増加により売掛金が667百万円（前年同期比154百万円増）となったこと、拠点拡大に伴う分室の賃借料増加等により前払費用が46百万円（前年同期比14百万円増）となったこと、賞与引当金の増加等により繰延税金資産が111百万円（前年同期比20百万円増）となったことによるものであります。

（固定資産）

当事業年度末における固定資産の残高は348百万円で、前事業年度末に比べ98百万円増加しており、これは主に、拠点拡大に伴う新しい分室の設備造作等により建物が91百万円（前年同期比8百万円増）となったこと、社員数の増加に伴いワープロソフトや表計算ソフトなどのライセンス購入等によりソフトウェアが26百万円（前年同期比7百万円増）となったこと、役員退職慰労引当金の積み増し等により繰延税金資産が27百万円（前年同期比12百万円増）となったこと、分室12・13の開設等により差入保証金が88百万円（前年同期比66百万円増）となったことによるものであります。

（流動負債）

当事業年度末における流動負債の残高は671百万円で、前事業年度に比べ57百万円増加しており、これは主に、社員数の増加に伴う社会保険料等の増加及び事業拡大に伴う経費支払いの増加により未払金が112百万円（前年同期比48百万円増）となったこと、増益による所得の増加により未払法人税等が209百万円（前年同期比39百万円増）となったこと、同じく社員数の増加等に伴い賞与引当金が180百万円（前年同期比32百万円増）となったことによるものであります。

（固定負債）

当事業年度末における固定負債の残高は32百万円で、前事業年度に比べ11百万円増加しており、これは役員退職慰労引当金が32百万円（前年同期比11百万円増）となったことによるものであります。

（純資産）

当事業年度末における純資産の残高は1,360百万円で、前事業年度末に比べ379百万円増加しており、これは、従業員持株会に対する新株の発行により資本金が126百万円（前年同期比19百万円増）となったこと、同じく新株の発行により資本準備金が31百万円（前年同期比19百万円増）となったこと、及び、当期純利益の計上等により繰越利益剰余金が1,139百万円（前年同期比340百万円増）となったことによるものであります。

第27期中間会計期間（自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日）

当中間会計期間末における資産合計額は2,295百万円（前事業年度末比231百万円増）、負債合計額は705百万円（前事業年度末比1百万円増）、純資産合計額は1,590百万円（前事業年度末比229百万円増）となりました。

（流動資産）

当中間会計期間末における流動資産の残高は1,952百万円で、前事業年度末に比べ237百万円増加しております。これは主に、現金及び預金が986百万円（前事業年度末比316百万円増）となったことによるものであります。

(固定資産)

当中間会計期間末における固定資産の残高は342百万円で、前事業年度末に比べ5百万円減少しております。これは、有形固定資産の残高が200百万円（前事業年度末比2百万円増）となったこと、無形固定資産の残高が23百万円（前事業年度末比4百万円減）となったこと、投資その他の資産の残高が118百万円（前事業年度末比4百万円減）となったことによるものです。

(流動負債)

当中間会計期間末における流動負債の残高は666百万円で、前事業年度に比べ4百万円減少しております。

これは主に、未払金が122百万円（前事業年度末比10百万円増）となったこと、賞与引当金が165百万円（前事業年度末比15百万円減）となったことによるものであります。

(固定負債)

当中間会計期間末における固定負債の残高は38百万円で、前事業年度に比べ6百万円増加しております。これは役員退職慰労引当金が38百万円（前事業年度末比6百万円増）となったことによるものであります。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産の残高は1,590百万円で、前事業年度末に比べ229百万円増加しております。これは中間純利益の計上248百万円及び配当金の支払18百万円により繰越利益剰余金が1,369百万円（前事業年度末比229百万円増）となったことによるものであります。

(3)経営成績の分析

第26期事業年度（自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日）

①売上高

当事業年度における売上高は、前事業年度から1,219百万円（前年同期比23.6%増）増加し6,387百万円となりました。

これは主に、キャノン株式会社向け売上高が、前事業年度から517百万円（前年同期比11.7%増）増加し、ソニー株式会社向け売上高についても前事業年度から526百万円（前年同期比137.7%増）増加したことによるものであります。各売上高は、顧客のニーズに合致した人材を適切に配置したことにより、総工数のアップが図られ、増加したものであります。

②売上総利益

当事業年度における売上総利益は、前事業年度から304百万円（前年同期比19.1%増）増加し1,897百万円となりました。

労務費はエンジニア数の増加により増加し、また製造経費も増加しておりますが、売上高の増加額がそれを上回ったため、結果的に売上総利益は増加しております。

売上総利益率は、29.7%と前年度に比べ、1.1ポイント減少しておりますが、これは主に、新規請負案件の受注獲得のために拠点を拡大したことに伴う地代家賃、減価償却費等の増加による経費の増加であります。

③販売費及び一般管理費

当事業年度における販売費及び一般管理費は、前事業年度から145百万円（前年同期比13.0%増）増加し、1,263百万円となりました。主な要因として、新入社員の採用数増加や未経験者の教育費増加、自社商品の研究開発費増加、及び内部統制に係る費用等によるものであります。

④営業利益

当事業年度における営業利益は、前事業年度から159百万円（前年同期比33.5%増）増加し633百万円となりました。

これは、売上高の増加に伴い、売上総利益が前事業年度から304百万円増加いたしました。販売費及び一般管理費が前事業年度から145百万円の増加に抑えられたためです。その結果、売上高営業利益率は、9.9%となり、前年から0.7ポイント上昇しております。

⑤経常利益

当事業年度における経常利益は、前事業年度から160百万円（前年同期比33.9%増）増加し635百万円となりました。これは、営業利益の増加を主因としたものです。その結果、売上高経常利益率は、10.0%となり、前年から0.8ポイント上昇しております。

⑥税引前当期純利益

当事業年度における税引前当期純利益は、前事業年度から164百万円（前年同期比35.0%増）増加し636百万円となりました。その結果、売上高税引前当期純利益率は10.0%となり、前年から0.9ポイント上昇しております。

⑦当期純利益

当事業年度における当期純利益は、前事業年度から99百万円（前年同期比38.9%増）増加し355百万円となりました。なお、当事業年度における売上高当期純利益率は5.6%と、前年同期比0.7ポイントの増加となっております。

第27期中間会計期間（自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日）

①売上高

当中間会計期間における売上高は3,446百万円となりました。

これは主に、キヤノン株式会社向け売上高が、2,538百万円、ソニー株式会社向け売上高が、572百万円、その他事業であるRFID関連の売上高が94百万円となったことによるものであります。

②売上総利益

当中間会計期間における売上総利益は、1,029百万円となりました。

労務費に関しては、エンジニア数の増加等により増加し、製造経費に関しても増加しておりますが、売上高の増加額がそれを上回ったため、結果的に売上総利益は増加しております。その結果、売上総利益率は、29.9%となっております。

③販売費及び一般管理費

当中間会計期間における販売費及び一般管理費は、585百万円となりました。

④営業利益

当中間会計期間における営業利益は、444百万円となりました。

これは、売上高の増加に伴い、売上総利益が増加いたしました。販売費及び一般管理費が抑えられたためです。その結果、売上高営業利益率は、12.9%となっております。

⑤経常利益

当中間会計期間における経常利益は、447百万円となりました。これは、営業利益の増加と、受取利息や保険配当金等の営業外収益3百万円を主因としたものです。その結果、売上高経常利益率は、13.0%となっております。

⑥税引前中間純利益

当中間会計期間における税引前中間純利益は、447百万円となりました。その結果、売上高税引前中間純利益率は13.0%となっております。

⑦中間純利益

当中間会計期間における中間純利益は、248百万円となりました。なお、当中間会計期間における売上高中間純利益率は7.2%となっております。

(4)経営成績に重要な影響を与える要因について

現在の主力取引先であるキャノン株式会社及び関係会社4社並びにソニー株式会社との取引については、非常に良好な関係にあります。また、両社のグローバルな経営戦略ならびに新製品開発に対する考え方を背景として、今後も引き続き、技術開発要件は堅調に推移するものと思われますが、両社との取引状況及び関係等が悪化した場合、経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

(5)戦略的現状と見直しについて

当社ではこれらの状況を踏まえ、事業における基本戦略として、組込みソフト開発に注力した活動をしております。この分野では、要求される技術レベルが高いため、価格競争になる可能性が低く、競争力を維持できる状態での事業展開が可能と考えております。

この戦略を基本として、競争力をベースとした事業展開を継続していく考えであります。

(6)資本の財源及び資金の流動性についての分析

第26期事業年度（自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日）

キャッシュ・フローの分析

当社のキャッシュに対する基本的な考えは、収益を上げることにより獲得した資金を、さらなる事業の進展に寄与すべく投資をすること、無借金経営に象徴されるように安定的な資金繰りを維持することの相互バランスを重要視しております。今後はさらに、株主還元をより強く意識し、安定的な配当を実施できるように資金確保していきたいと考えております。

なお、当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前事業年度末に比べて171百万円増加し670百万円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当社の営業活動によるキャッシュ・フローは、主たる事業が人材ビジネスということもあり、資金状況が概ね純利益に比例します。これは、在庫が少なく、売掛金の回収が比較的短期であり、総費用に占めるキャッシュ比率（人件費）が高いなどのためです。従って、収益を確保することこそが安定的な資金を獲得する最も有効な手段と考えております。

なお、営業活動の結果得られた資金は、262百万円（前事業年度309百万円）となりました。これは、主に税引前当期純利益636百万円、売上増に伴う売上債権の増加154百万円による資金減少、契約内容の変更に伴う前受金の減少88百万円による資金減少、社員数の増加に伴う未払金の増加による48百万円の資金増加、法人税等の支払による277百万円の資金減少によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当社の投資活動によるキャッシュ・フローは、営業活動で得られた資金の一部をさらなる事業の進展に寄与すべく設備投資等に支出しております。

なお、投資活動の結果使用した資金は、114百万円（前事業年度47百万円）となりました。これは、主に、分室の新設時の設備造作を主とする有形固定資産取得による支出34百万円、ソフトウェアライセンスの購入等に伴う無形固定資産取得による支出15百万円、分室の新設時の差入保証金の差入れによる支出68百万円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当社の財務活動によるキャッシュ・フローについては、営業活動及び投資活動によるキャッシュ・フローの状況を考慮し、資金が必要な場合に、外部からの調達等を行います。

なお、財務活動の結果得られた資金は、24百万円（前事業年度15百万円）となりました。これは、主に従業員持株会への新株の発行による収入38百万円、配当金の支払による支出14百万円によるものであります。

第27期中間会計期間（自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日）

キャッシュ・フローの分析

当中間会計期間においても、当社の目指す「安定的な資金繰りの維持」を達成することができました。

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前事業年度末に比べて316百万円増加し986百万円となりました。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間においても、純利益にほぼ比例した安定的な資金を獲得することができました。

なお、営業活動の結果得られた資金は、349百万円となりました。これは、主に税引前中間純利益447百万円の計上、売上債権の減少46百万円及びたな卸資産の減少20百万円による資金増加、法人税等の支払195百万円の資金減少によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間における投資活動は、主に平成20年2月20日に新規開設した分室13の設備購入によるものです。

なお、投資活動の結果使用した資金は、14百万円となりました。これは、主に有形固定資産取得による支出16百万円、差入保証金の回収による収入2百万円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は、18百万円となりました。これは、主に配当金の支払による支出18百万円によるものであります。

(7)経営者の問題認識と今後の方針について

財務面につきまして、利益の創出によるキャッシュ・フローの増加と、それによる資本充実を念頭に経営を行っております。当社経営陣は、更なる流動比率の向上と、大規模プロジェクト受注のための現預金の増加を目指しており、より余力のある、安定した経営を行っていく次第です。その施策としては、プロジェクト単位での予算管理の徹底、各種教育プログラムによる技術力の向上、社内啓発によるコンプライアンス意識の向上、蓄積されたノウハウの再利用による作業効率化、を実施する事により、更なる収益性を担保してまいります。

当社の主要顧客であるデジタル製品メーカーにおいては、今後も堅調に成長が見込める産業であり、当社のエンジニアリング事業も継続的な成長を維持していくものと考えておりますが、同時に他社との競争も厳しくなると予想されます。当社では、競争力のある人材の育成を進めると共に、活発な新規顧客獲得の営業活動を進める事により、売上及び利益率の向上を図ってまいります。また、その他事業の一つであるRFID事業を早期利益化することも重要な目標として位置付けております。

当社は「技術で社会に貢献する」を経営方針とし、株主・顧客・社員などすべてのステークホルダーの期待と信頼に応えるべく、経営資源の最適な配置と効率的な投入により企業価値の最大化に注力してまいります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第26期事業年度（自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日）

当事業年度の設備投資は、分室増に伴うサーバへの負荷軽減対策及びネットワークセキュリティ対策によるサーバの増設を中心に総額54百万円（有形固定資産のほか、無形固定資産及び長期前払費用への投資を含む）であります。なお、当事業年度において、重要な設備の除却または売却はありません。

第27期中間会計期間（自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日）

当中間会計期間の設備投資は、平成20年2月20日に新規開設した分室13の設備拡充を中心に総額14百万円（有形固定資産のほか、長期前払費用への投資を含む）であります。なお、当中間会計期間において、重要な設備の除却または売却はありません。

2 【主要な設備の状況】

平成20年8月31日現在

事業所名 (所在地)	事業部門	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
			建物	車両 及び運搬具	工具器具 及び備品	土地 (面積㎡)	合計	
本社・本部1 (東京都大田区)	全社共通	本社・本部機能	47,460	789	4,963	78,755 (274.83)	131,967	30

- (注) 1 金額には消費税等は含まれておりません。
2 現在休止中の設備はありません。

- 3 本社を除く事業所は賃借物件であります。主な賃借設備は以下のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	年間賃借料 (千円)
本社・本部2 (東京都大田区)	賃借建物	6,840
本社・本部3 (東京都大田区)	賃借建物	3,060
本社・研修室 (東京都大田区)	賃借建物	10,285
本社・会議室 (東京都大田区)	賃借建物	5,400
分室5 (東京都大田区)	賃借建物	8,800
分室6 (※注2) (東京都大田区)	賃借建物	8,474
分室7 (神奈川県川崎市中原区)	賃借建物	5,640
分室9 (神奈川県川崎市川崎区)	賃借建物	20,169
分室11 (東京都大田区)	賃借建物	4,742
分室12 (東京都港区)	賃借建物	23,292
分室13 (神奈川県川崎市幸区)	賃借建物	52,727

- (注) 1 金額には消費税等は含まれておりません。
2 分室6は平成20年6月1日より賃料の改定がありました。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

平成20年10月31日現在における重要な設備の新設の計画は、次のとおりであります。

(単位：千円)

事業所名 (所在地)	事業部門	設備の内容	投資予定額		資金 調達 方法	着手 年月	完了 予定 年月	完成後の 増加能力
			総額	既支払額				
東京技術セ ンター／仮 称（東京都 大田区）	エンジニアリング 事業	技術センター開設に 伴う土地および建物 並びに附属設備等	525,900	—	増資 資金 及び 自己 資金	平成 21年 10月	平成 22年 3月	請負能力 拡大
研修センタ ー／仮称 （東京都大 田区）	エンジニアリング 事業	研修センター開設に 伴う土地および建物 並びに附属設備等	334,600	—	増資 資金 及び 自己 資金	平成 21年 10月	平成 22年 3月	人材採用 能力拡大
東北技術セ ンター／仮 称（宮城県 仙台市青葉 区）	エンジニアリング 事業	技術センター開設に 伴う敷金および附属 設備等	40,000	—	増資 資金	平成 21年 10月	平成 22年 2月	請負能力 拡大
			900,500	—				

(注) 1 上記の金額に消費税等は含まれておりません。

2 完成後の増加能力については、試算が困難なため、記載しておりません。

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	7,400,000
計	7,400,000

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
普通株式	1,856,000	非上場
計	1,856,000	—

(2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権並びに会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

①第1回新株予約権（平成17年7月21日臨時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (平成20年 2月29日)	提出日の前月末現在 (平成20年10月31日)
新株予約権の数(個)	111	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	11,100	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	300	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年7月30日 至 平成27年7月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 300 資本組入額 150	同左
新株予約権の行使の条件	①新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役又は従業員並びに監査役のいずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。 ②新株予約権者が死亡した場合、その者の法定相続人は新株予約権を行使することができる。 ③新株予約権者は、当社の普通株式が上場された場合に限り、新株予約権を行使することができる。 ④その他の条件は、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときには、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株であります。

2 株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は、会社分割を行う場合、並びに、完全子会社となる株式交換又は株式移転を行い、本件新株予約権が承継される場合、必要と認める株式の数の調整を行う。

- 3 株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株あたりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、払込金額を下回る価額で、新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合は、次の算式により1株あたりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

更に、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は、会社分割を行う場合、並びに、完全子会社となる株式交換又は株式移転を行い、本件新株予約権が承継される場合、必要と認める払込金額の調整を行う。

- 4 平成18年7月31日付で1株につき100株の割合で株式分割を行っており、新株予約権の目的となる株式の数は 11,100株となっております。

②第2回新株予約権（平成18年11月24日臨時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (平成20年 2月29日)	提出日の前月末現在 (平成20年10月31日)
新株予約権の数(個)	18	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,800	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	450	同左
新株予約権の行使期間	自 平成20年12月31日 至 平成28年10月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 450 資本組入額 225	同左
新株予約権の行使の条件	①新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役又は従業員並びに監査役のいずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。 ②新株予約権者が死亡した場合、その者の法定相続人は新株予約権を行使することができる。 ③新株予約権者は、当社の普通株式が上場された場合に限り、新株予約権を行使することができる。 ④その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときには、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式の数は、100株であります。
- 2 株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、必要と認める付与株式数の調整を行う。

- 3 株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株式の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

更に、上記のほか、払込価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、必要とする払込価額の調整を行う。

③第3回新株予約権（平成18年11月24日臨時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (平成20年2月29日)	提出日の前月末現在 (平成20年10月31日)
新株予約権の数(個)	76	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	7,600	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	450	同左
新株予約権の行使期間	自 平成20年12月31日 至 平成28年10月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 450 資本組入額 225	同左
新株予約権の行使の条件	①新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役又は従業員並びに監査役のいずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。 ②新株予約権者が死亡した場合、その者の法定相続人は新株予約権を行使することができる。 ③新株予約権者は、当社の普通株式が上場された場合に限り、新株予約権を行使することができる。 ④その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項		同左
代用払込みに関する事項		—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株であります。

2 株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、必要と認める付与株式数の調整を行う。

3 株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株式の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

更に、上記のほか、払込価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、必要とする行使価額の調整を行う。

④第4回新株予約権（平成20年1月23日臨時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (平成20年 2月29日)	提出日の前月末現在 (平成20年10月31日)
新株予約権の数(個)	33	32
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,300	3,200
新株予約権の行使時の払込金額(円)	750	同左
新株予約権の行使期間	自 平成22年 2月 2 日 至 平成30年 1月22日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 750 資本組入額 375	同左
新株予約権の行使の条件	①新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。ただし、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。 ②新株予約権発行時において当社の従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社の従業員であることを要する。ただし、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。 ③当社普通株式が証券取引所に上場された日から6か月を経過していること。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときには、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株であります。

2 株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、必要と認める付与株式数の調整を行う。

- 3 株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株式の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

更に、上記のほか、払込価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、必要とする行使価額の調整を行う。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成16年4月25日 (注1)	—	1,400	25,000	95,000	—	—
平成16年12月27日 (注2)	60	1,460	—	95,000	—	—
平成17年6月30日 (注3)	16,060	17,520	—	95,000	—	—
平成18年7月31日 (注4)	1,734,480	1,752,000	—	95,000	—	—
平成18年11月10日 (注5)	52,000	1,804,000	11,700	106,700	11,700	11,700
平成20年2月28日 (注6)	52,000	1,856,000	19,500	126,200	19,500	31,200

(注) 1 配当可能利益の資本組入れ

2 東海テック株式会社を吸収合併（東海テック株式会社1.0株に対してトオタス株式会社（現ソーバル株式会社）の株式7.3株を割り当てております。）

3 株式分割（1：12）

4 株式分割（1：100）

5 有償第三者割当 割当先 ソーバル従業員持株会
発行価格 450円
資本組入額 225円

6 有償第三者割当 割当先 ソーバル従業員持株会
発行価格 750円
資本組入額 375円

(5) 【所有者別状況】

平成20年10月31日現在

平成26年10月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	—	—	—	5	5	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	—	—	—	18,558	18,558	200
所有株式数の 割合(%)	—	—	—	—	—	—	100.0	100.0	—

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成20年10月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,855,800	18,558	—
単元未満株式	普通株式 200	—	—
発行済株式総数	1,856,000	—	—
総株主の議決権	—	18,558	—

② 【自己株式等】

平成20年10月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

当該制度は、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定並びに会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、取締役、従業員及び監査役に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを臨時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

①第1回新株予約権

決議年月日	平成17年7月21日
付与対象者の区分及び人数	取締役8名、監査役2名、従業員46名（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）平成20年10月31日現在におきましては、役員の異動及び従業員の退社により、付与対象者の区分は取締役7名、従業員40名であり、新株発行予定数は1,100株失効し、11,100株であります。

②第2回新株予約権

決議年月日	平成18年11月24日
付与対象者の区分及び人数	取締役6名、監査役3名（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）平成20年10月31日現在におきましては、付与対象者に変動はありません。よって、新株発行予定数は1,800株であります。

③第3回新株予約権

決議年月日	平成18年11月24日
付与対象者の区分及び人数	従業員62名（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）平成20年10月31日現在におきましては、従業員の退社により、付与対象者の区分は従業員57名であり、新株発行予定数は800株失効し、7,600株であります。

④第4回新株予約権

決議年月日	平成20年1月23日
付与対象者の区分及び人数	従業員26名（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）平成20年10月31日現在におきましては、従業員の退社により、付与対象者の区分は従業員25名であり、新株発行予定数は100株失効し、3,200株であります。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、当該期の業績、今後の経営環境、投資計画などを総合的に勘案の上、株主へのより積極的かつ安定的な利益還元を行っていくことを配当の基本方針としております。

当社は、今後、業績動向等を考慮しながら、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本的な方針としており、これらの配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

また、内部留保金につきましては、事業の拡大と効率化に向けた人材、設備への投資に充当し、一層の業容拡大を目指してまいります。第26期事業年度の剰余金の配当につきましては、業績動向及び配当性向等を総合的に勘案しながら、1株当たり10円の配当を実施しました。

当社は、「取締役会の決議により、毎年8月31日を基準日として、中間配当を行うことができる」旨定款に定めております。

なお、第26期事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
平成20年5月26日 定時株主総会決議	18,560	10.0

4 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	最高執行役員	推津 順一	昭和21年11月16日	昭和45年4月 富士通ファコム株式会社入社 昭和46年4月 富士通株式会社へ転籍 昭和52年3月 クラウンリーシング株式会社入社 昭和54年3月 向井建設株式会社入社 総務・経理・ 電算室 昭和56年4月 ニッケンコンピュータ株式会社 取締役営業部長就任 昭和58年1月 美和産業株式会社（現 ソーバル株式 会社）設立 代表取締役社長就任 平成3年11月 トオタス不動産管理株式会社（後に東 海テック株式会社に商号変更し、当社 と合併）設立 代表取締役社長就任 トオタス株式会社（当社と同名の商号 ながら別会社）設立 代表取締役就任 トオタス情報システム株式会社設立 代表取締役就任 平成16年4月 当社代表取締役社長最高執行役員就任 （現任） 平成17年2月 デザフト株式会社設立 代表取締役就 任	(注3)	411,720
常務取締役	常務執行役員 兼第4システ ム部長	河原 浩一	昭和36年7月8日	昭和59年4月 株式会社ジェーシーイ入社 平成元年5月 当社入社 平成14年10月 当社取締役就任 平成16年3月 当社常務取締役就任（現任） 平成16年4月 当社常務執行役員就任（現任） 平成18年3月 当社第4システム部長を委嘱（現任）	(注3)	—
取締役	常務執行役員 兼営業部長	川下 真	昭和49年10月7日	平成12年4月 株式会社ホライズン・デジタル・エン タープライズ入社 平成14年9月 当社入社 平成16年4月 当社常務執行役員就任（現任） 平成17年3月 当社取締役就任（現任） 平成18年3月 当社営業部長を委嘱（現任）	(注3)	—
取締役	常務執行役員 兼第1システ ム部長	宮澤 克行	昭和39年4月7日	昭和60年4月 日本ソフト開発株式会社入社 昭和63年1月 当社入社 平成14年10月 当社常務取締役就任 平成16年4月 当社常務執行役員就任（現任） 平成17年8月 当社常務取締役退任 当社取締役就任（現任） 平成18年3月 第1システム部長を委嘱（現任）	(注3)	—
取締役	常務執行役員 兼経理財務部 長	岩崎 恭治	昭和36年11月7日	昭和59年4月 トキコ株式会社入社 平成12年8月 コムシス株式会社入社 平成13年2月 当社入社 平成14年10月 当社取締役就任 平成16年4月 当社常務執行役員就任（現任） 平成16年12月 当社常務取締役就任 平成17年8月 当社常務取締役退任 平成18年3月 当社取締役就任（現任） 経理財務部長を委嘱（現任）	(注3)	—
取締役	常務執行役員 兼労務厚生部 長	植田 年青	昭和28年5月7日	昭和53年4月 稲畑産業株式会社入社 昭和54年10月 木村労務管理事務所入所 昭和57年11月 株式会社ジェック入社 平成6年9月 株式会社マースエンジニアリング入社 平成13年9月 株式会社日本教育ブレン入社 平成15年6月 当社入社 取締役就任 総務部長を委嘱 平成16年4月 当社常務執行役員就任（現任） 平成17年8月 当社取締役退任 平成18年3月 当社取締役就任（現任） 平成19年3月 労務厚生部長を委嘱（現任）	(注3)	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役	常務執行役員 兼第3システム部長	稲葉 勝己	昭和36年8月4日	昭和59年4月 平成元年5月 平成14年10月 平成16年4月 平成17年8月 平成18年5月 平成18年6月	株式会社ジェーシーイ入社 当社入社 当社取締役就任 当社常務執行役員就任(現任) 当社取締役退任 当社取締役就任(現任) 第3システム部長を委嘱(現任)	(注3)	—
監査役 (常勤)	—	吉岡 秀勝	昭和27年11月21日	昭和46年4月 平成12年6月 平成13年8月 平成14年4月 平成15年10月 平成16年7月 平成17年10月 平成18年10月	太陽銀行株式会社(現 株式会社三井住友銀行)入社 株式会社向陽入社及び山幸商事株式会社へ出向 取締役管理部長 株式会社東京中央建物入社 ソニー銀行株式会社入社 株式会社上大岡都市開発入社 ソニー銀行株式会社再入社 当社入社 内部監査室室長 当社常勤監査役就任(現任)	(注4)	—
非常勤監査役	—	小原 喜雄	昭和5年10月12日	昭和29年4月 昭和33年3月 昭和37年7月 昭和39年7月 昭和51年4月 昭和56年4月 平成6年4月 平成11年3月 平成11年4月 平成15年2月 平成18年3月	東京大学法学部助手 国立国会図書館調査立法考査局主事 参議院法制局参事 公正取引委員会事務局経済局参事官補佐 小樽商科大学商学部経営法学部教授 神戸大学法学部教授 神奈川大学法学部教授 弁護士登録(登録番号 第26421号) 東京弁護士会所属 東京青山法律事務所顧問弁護士 ミネルヴァ法律特許事務所弁護士(現任) 当社非常勤監査役就任(現任)	(注4)	—
非常勤監査役	—	金森 浩之	昭和37年4月24日	昭和63年10月 平成15年7月 平成18年10月	監査法人朝日新和会計社(現 あずさ監査法人)入社 金森公認会計士事務所設立(現任) 当社非常勤監査役就任(現任)	(注4)	—
計							411,720

(注) 1 監査役の小原喜雄及び金森浩之は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

- 2 当社では、取締役会の一層の活性化を促し、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と各事業部の業務執行機能を明確に区分し、経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入しております。なお、執行役員は以下のとおりであります。

最高執行役員	推津 順一	—
常務執行役員	河原 浩一	第4システム部長
常務執行役員	川下 真	営業部長
常務執行役員	宮澤 克行	第1システム部長
常務執行役員	岩崎 恭治	経理財務部長
常務執行役員	植田 年青	労務厚生部長
常務執行役員	稲葉 勝己	第3システム部長
常務執行役員	井上 一幸	第2システム部長
常務執行役員	西岡 建太	広報・ICT推進部長
常務執行役員	新居見 憲治	人事部長
常務執行役員	推津 敦	企画室長
執行役員	両瀬 賢一	第4システム部ビジネスエンベデッドグループ長
執行役員	古屋 繁之	第3システム部PIグループ長
執行役員	川田 美則	総務部長
執行役員	猪狩 安弘	第1システム部担当
執行役員	伊藤 光男	第2システム部担当
執行役員	林 雅伸	RFID開発センター長
執行役員	大久保 仁美	第4システム部ソリューション開発グループ長

- 3 取締役の任期は、平成20年2月期に係る定時株主総会終結の時から平成21年2月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 4 監査役の任期は、平成19年2月期に係る臨時株主総会終結の時から平成22年2月期に係る定時株主総会終結の時まであります。
- 5 取締役常務執行役員 川下 真は、代表取締役社長 推津 順一の長女の夫であります。
- 6 常務執行役員 推津 敦 は、代表取締役社長 推津 順一の長男であります。

(b) 経営会議及び執行役員制度

当社は、平成16年4月から経営効率と業務執行のスピード化を目的として、執行役員制度を導入し、現在、取締役兼執行役員7名、執行役員11名で、取締役会で決議した事項の執行にあたっております。

「取締役会」を「経営の基本的な方針と戦略の決定、並びに業務執行の監督機関」と位置づけ、「経営会議」は、執行役員の業務執行に関わる重要事項を審議決定し、全社的に意思決定が必要な事項を「取締役会」に付議することにより、経営の効率化を図っております。併せて、組織の統制及び監視を行う機能を有しています。

尚、経営会議は、原則として毎月1回の定例会議を開催し、取締役及び常勤監査役、並びに執行役員（部門責任者）を常時構成メンバーとし、上記事項の他、月度単位の予算と実績の差異分析および各種懸案事項の審議等を行っております。

(c) 監査役会

当社では、定款により監査役及び監査役会を設置することを定め、監査体制の強化を図っております。

監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名で構成されており、意見交換を行った上で、監査の方針を定めるほか、監査報告書の作成を行っております。

監査役は、監査役会で定められた監査方針に従い、会計監査、業務監査の一環として取締役会への出席だけでなく、経営会議への出席を行い、会社の健全な経営に資するために職務を遂行しております。また、内部監査室、監査法人とは情報及び意見の交換を行い連携を密接にしております。

(d) 内部監査室

内部監査室は、内部監査室長1名が担当しており、必要ある場合は、代表取締役社長の承認を得て他の部署の者を監査業務に従事させることができます。内部監査は、代表取締役社長の承認を得た内部監査計画に従って実施しております。内部監査では、経営方針との整合性、経営効率の妥当性の面から、業務改善のため必要な監査及び法令や規定等の遵守状況の監査を行っており、その監査結果を代表取締役社長に報告しております。

(e) コンプライアンス委員会

当委員会は「コンプライアンスの体制・仕組みづくり」と全従業員への「コンプライアンス意識の啓発」を主な活動内容とし、状況に応じ、社長に対し助言を行ないます。

原則、毎月1回の定例会議を開催し、活動推進を行います。

③内部監査及び監査役監査の状況

それぞれの監査は、企業経営の健全性をチェックする機能を担っており、これらの監査が連携・相互補完しあうことは極めて重要なことと考えております。

監査役と内部監査室とは、内部監査の年間計画の策定において意見交換を行ったり、月次ベースにおいても内部監査報告書をもとに社長報告会へ同席するなど、常に情報を共有しております。監査役と監査法人に関しては、中間及び期末決算時における意見交換を行い、期中監査時には、経理状況の確認・法律上の改正点等につき情報の共有を行っております。また、内部監査室は、決算時の監査法人の棚卸立会への随行や、必要に応じての監査法人への内部監査状況の報告、期末監査終了時に意見交換の場を設けるなど、積極的に連携を図っております。

④会計監査の状況

当社の金融商品取引法に基づく監査業務を執行した監査法人は、あずさ監査法人であり、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、その他2名であります。

公認会計士の氏名等		所属する監査法人
指定社員 業務執行社員	都甲 孝一	あずさ監査法人
指定社員 業務執行社員	杉山 正樹	

(注) 継続監査年数については、7年以内であるため記載を省略しております。

⑤社外取締役及び社外監査役との関係

当社では、現状、社外取締役はおりません。しかしながら、社外取締役の重要性に関しては認識しており、今後検討していく所存です。

社外監査役としては、弁護士である小原喜雄氏と公認会計士である金森浩之氏の両名が就任し、任に当たっております。

なお、両社外監査役2名には、新株予約権がそれぞれ1個（100株）付与されております。また、それ以外の、人的関係又は取引関係、その他利害関係はありません。

(3) リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、本部機能がその中心となり、現行の規程等に従った業務運用を実践しております。また、社内的には、内部監査室および監査役監査による実査を実施し、牽制機能を働かせております。側面支援として、コンプライアンス委員会にて、懸念される事柄について検討する体制も整えております。社外的には、顧問弁護士、顧問社会保険労務士等とは適宜連携を図り、発生する事案に対しては、助言及び指導を受け、併せて、各種契約締結時におけるリーガルチェックを実践しております。

(4) 役員報酬の内容

当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は、以下のとおりであります。

役員報酬の内容	報酬金額
社内取締役を支払った年間報酬総額	106,024千円
社内監査役を支払った年間報酬総額	8,292千円
社外監査役を支払った年間報酬総額	2,400千円
計	116,716千円

(5) 監査報酬の内容

業務の内容	報酬金額	
	第25期 平成19年2月期	第26期 平成20年2月期
公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項に規定する業務に基づく報酬	8,000千円	13,500千円
上記以外の業務に基づく報酬（注）	一千円	1,500千円
計	8,000千円	15,000千円

（注）財務報告に係る内部統制の評価作業に関する専門的助言業務に係る報酬です。

(6) 社外監査役との間で会社法第427条第1項に規定する契約について

平成20年1月23日開催の臨時株主総会において、その他定款の一部変更と併せ、監査役の責任免除を新設し、決議いたしました。

この決議を受け、同日、当該社外監査役2名との間に、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する要件につき、責任限定契約を締結しております。

ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とします。

(7) 取締役の定数

当社の取締役は12名以内とする旨を定款に定めております。

(8) 取締役の選任決議要件

当社の取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもって行い、また決議方法は累積投票によらない旨を定款に定めております。

(9) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上を持って行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(10) 剰余金の配当の決定機関

当社は、機動的な資本政策を行えるよう会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当）を取締役会決議により可能とする旨を定款で定めております。

(11) 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境に対応した機動的な資本政策を遂行することを目的とするものであります。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前事業年度(平成18年3月1日から平成19年2月28日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度(平成19年3月1日から平成20年2月29日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、旧証券取引法第193条の2の規定に基づき、前事業年度(平成18年3月1日から平成19年2月28日まで)の財務諸表について、並びに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度(平成19年3月1日から平成20年2月29日まで)の財務諸表及び第27期中間会計期間(平成20年3月1日から平成20年8月31日まで)の中間財務諸表について、あずさ監査法人により監査及び中間監査を受けております。

3 連結財務諸表及び中間連結財務諸表について

(1) 当社は、子会社1社がありましたが、平成19年2月27日に清算いたしました。「連結財務諸表の用語、株式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)第5条第2項により、子会社の資産、売上高等からみて、当企業集団の財政状況及び経営成績に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。なお、清算時の資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合を示すと以下のとおりです。

① 資産基準	0.53%
② 売上高基準	0.00%
③ 利益基準	△0.15%
④ 利益剰余金基準	△0.18%

(2) 当社には、子会社がありませんので、中間連結財務諸表は作成しておりません。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

		前事業年度 (平成19年 2月28日)		当事業年度 (平成20年 2月29日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)					
I 流動資産					
1 現金及び預金		498,765		670,477	
2 売掛金		513,453		667,718	
3 原材料		15,646		5,659	
4 仕掛品		216,761		215,904	
5 前渡金		524		—	
6 前払費用		31,495		46,152	
7 繰延税金資産		90,164		111,086	
8 その他		1,928		2,483	
貸倒引当金		△3,080		△4,006	
流動資産合計		1,365,659	84.5	1,715,477	83.1
II 固定資産					
1 有形固定資産					
(1) 建物		174,066		191,234	
減価償却累計額		△90,861		△99,477	
(2) 車両及び運搬具		4,961		6,761	
減価償却累計額		△3,942		△5,562	
(3) 工具器具及び備品		43,068		57,531	
減価償却累計額		△20,545		△31,106	
(4) 土地		78,907		78,907	
有形固定資産合計		185,654	11.5	198,288	9.6
2 無形固定資産					
(1) ソフトウェア		19,018		26,765	
(2) その他		655		655	
無形固定資産合計		19,673	1.2	27,420	1.3
3 投資その他の資産					
(1) 長期前払費用		6,757		6,272	
(2) 繰延税金資産		15,695		27,881	
(3) 差入保証金		21,910		88,681	
投資その他の資産合計		44,364	2.8	122,835	6.0
固定資産合計		249,692	15.5	348,544	16.9
資産合計		1,615,351	100.0	2,064,022	100.0

		前事業年度 (平成19年 2月28日)		当事業年度 (平成20年 2月29日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(負債の部)					
I 流動負債					
1 買掛金				5,436	
2 未払金				112,400	
3 未払費用				47,102	
4 未払法人税等				209,581	
5 未払消費税等				93,806	
6 前受金				399	
7 預り金				21,656	
8 賞与引当金				180,888	
9 受注損失引当金				189	
流動負債合計		614,142	38.0	671,460	32.5
II 固定負債					
1 役員退職慰労引当金		20,719		32,260	
固定負債合計		20,719	1.3	32,260	1.6
負債合計		634,861	39.3	703,721	34.1
(純資産の部)					
I 株主資本					
1 資本金		106,700	6.6	126,200	6.1
2 資本剰余金					
(1) 資本準備金		11,700		31,200	
資本剰余金合計		11,700	0.7	31,200	1.5
3 利益剰余金					
(1) 利益準備金		23,750		23,750	
(2) その他利益剰余金					
別途積立金		40,000		40,000	
繰越利益剰余金		798,339		1,139,150	
利益剰余金合計		862,089	53.4	1,202,900	58.3
株主資本合計		980,489	60.7	1,360,300	65.9
純資産合計		980,489	60.7	1,360,300	65.9
負債純資産合計		1,615,351	100.0	2,064,022	100.0

中間貸借対照表

		第27期中間会計期間末 (平成20年 8 月31日)		
区分	注記 番号	金額(千円)		構成比 (%)
(資産の部)				
I 流動資産				
1 現金及び預金			986,585	
2 売掛金			620,809	
3 たな卸資産			200,893	
4 繰延税金資産			111,086	
5 その他			36,952	
貸倒引当金			△3,724	
流動資産合計			1,952,602	85.1
II 固定資産				
1 有形固定資産	※ 1		200,910	
2 無形固定資産			23,305	
3 投資その他の資産			118,557	
固定資産合計			342,773	14.9
資産合計			2,295,376	100.0

		第27期中間会計期間末 (平成20年8月31日)		
区分	注記 番号	金額(千円)		構成比 (%)
(負債の部)				
I 流動負債	※ 2			
1 買掛金			1,349	
2 未払金			122,772	
3 未払法人税等			205,011	
4 賞与引当金			165,553	
5 その他			171,946	
流動負債合計			666,633	29.0
II 固定負債				
1 役員退職慰労引当金			38,560	
固定負債合計			38,560	1.7
負債合計			705,194	30.7
(純資産の部)				
I 株主資本				
1 資本金			126,200	5.5
2 資本剰余金				
(1) 資本準備金		31,200		
資本剰余金合計			31,200	1.4
3 利益剰余金				
(1) 利益準備金		23,750		
(2) その他利益剰余金				
別途積立金		40,000		
繰越利益剰余金		1,369,031		
利益剰余金合計			1,432,781	62.4
株主資本合計			1,590,181	69.3
純資産合計			1,590,181	69.3
負債純資産合計			2,295,376	100.0

② 【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成18年 3月 1 日 至 平成19年 2月28日)			当事業年度 (自 平成19年 3月 1 日 至 平成20年 2月29日)		
		金額 (千円)		百分比 (%)	金額 (千円)		百分比 (%)
I 売上高	※ 1, 2		5,167,719	100.0		6,387,106	100.0
II 売上原価			3,574,752	69.2		4,489,373	70.3
売上総利益			1,592,967	30.8		1,897,732	29.7
III 販売費及び一般管理費			1,118,169	21.6		1,263,786	19.8
営業利益			474,798	9.2		633,945	9.9
IV 営業外収益							
1 受取利息		272			1,141		
2 雇用奨励金収入		1,724			814		
3 為替差益		—			66		
4 その他		4	2,001	0.0	17	2,039	0.1
V 営業外費用							
1 支払利息		1,681			—		
2 為替差損		116			—		
3 株式交付費		131			209		
4 社債発行費等		124			201		
5 その他		1	2,055	0.0	2	413	0.0
経常利益	※ 3		474,744	9.2		635,571	10.0
VI 特別利益							
1 固定資産売却益		543			1,477		
2 貸倒引当金戻入益	※ 4	152	696	0.0	—	1,477	0.0
VII 特別損失							
1 固定資産除却損		2,398			579		
2 子会社整理損		1,532	3,930	0.1	—	579	0.0
税引前当期純利益			471,509	9.1		636,469	10.0
法人税、住民税及び 事業税		241,179			314,334		
法人税等調整額		△25,400	215,778	4.2	△33,107	281,226	4.4
当期純利益			255,730	4.9		355,242	5.6

売上原価明細書

		前事業年度 (自 平成18年 3 月 1 日 至 平成19年 2 月28日)		当事業年度 (自 平成19年 3 月 1 日 至 平成20年 2 月29日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 材料費	※ 1	9,787	0.3	46,194	1.0
II 労務費		3,617,271	97.1	4,375,246	95.2
III 経費		97,711	2.6	176,515	3.8
当期総製造費用		3,724,769	100.0	4,597,956	100.0
期首仕掛品たな卸高	※ 2	73,848		216,761	
合計		3,798,618		4,814,717	
期末仕掛品たな卸高		216,761		215,904	
他勘定振替高		—		109,629	
当期製品製造原価		3,581,857		4,489,183	
受注損失引当金繰入額		—		189	
受注損失引当金戻入益		△7,104		—	
売上原価		3,574,752		4,489,373	

前事業年度 (自 平成18年 3 月 1 日 至 平成19年 2 月28日)		当事業年度 (自 平成19年 3 月 1 日 至 平成20年 2 月29日)	
※ 1 経費の主な内訳は次のとおりであります。 地代家賃 34,220千円 消耗品費 24,554千円 通信費 9,913千円 業務委託料 6,666千円 減価償却費 5,438千円 -----		※ 1 経費の主な内訳は次のとおりであります。 地代家賃 61,419千円 消耗品費 50,990千円 通信費 7,724千円 業務委託料 7,354千円 減価償却費 14,302千円 旅費交通費 7,663千円 水道光熱費 8,196千円 ※ 2 他勘定振替高の内容は、研究開発費への振替108,160千円、製品保証費への振替1,468千円であります。	
原価計算の方法 プロジェクト単位に個別原価計算を行っております。		原価計算の方法 同 左	

中間損益計算書

		第27期中間会計期間 (自 平成20年 3 月 1 日 至 平成20年 8 月31日)		
区分	注記 番号	金額(千円)		百分比 (%)
I 売上高			3,446,689	100.0
II 売上原価			2,417,210	70.1
売上総利益			1,029,479	29.9
III 販売費及び一般管理費			585,066	17.0
営業利益			444,412	12.9
IV 営業外収益	※ 1		3,166	0.1
V 営業外費用	※ 2		100	0.0
経常利益			447,479	13.0
VI 特別利益	※ 3		281	0.0
VII 特別損失			—	—
税引前中間純利益			447,760	13.0
法人税、住民税 及び事業税	※ 4		199,319	5.8
中間純利益			248,440	7.2

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)

	株主資本								純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
					別途積立金	繰越利益 剰余金			
平成18年2月28日残高 (千円)	95,000	—	—	23,750	40,000	550,208	613,958	708,958	708,958
事業年度中の変動額									
新株の発行	11,700	11,700	11,700	—	—	—	—	23,400	23,400
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△7,600	△7,600	△7,600	△7,600
当期純利益	—	—	—	—	—	255,730	255,730	255,730	255,730
事業年度中の変動額合計 (千円)	11,700	11,700	11,700	—	—	248,130	248,130	271,530	271,530
平成19年2月28日残高 (千円)	106,700	11,700	11,700	23,750	40,000	798,339	862,089	980,489	980,489

当事業年度(自 平成19年 3 月 1 日 至 平成20年 2 月29日)

	株主資本								純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
					別途積立金	繰越利益 剰余金			
平成19年2月28日残高 (千円)	106,700	11,700	11,700	23,750	40,000	798,339	862,089	980,489	980,489
事業年度中の変動額									
新株の発行	19,500	19,500	19,500	—	—	—	—	39,000	39,000
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△14,432	△14,432	△14,432	△14,432
当期純利益	—	—	—	—	—	355,242	355,242	355,242	355,242
事業年度中の変動額合計 (千円)	19,500	19,500	19,500	—	—	340,810	340,810	379,810	379,810
平成20年2月29日残高 (千円)	126,200	31,200	31,200	23,750	40,000	1,139,150	1,202,900	1,360,300	1,360,300

中間株主資本等変動計算書

第27期中間会計期間(自 平成20年 3月 1日 至 平成20年 8月31日)

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
					別途積立金	繰越利益 剰余金			
平成20年 2 月29日残高 (千円)	126,200	31,200	31,200	23,750	40,000	1,139,150	1,202,900	1,360,300	1,360,300
中間会計期間中の変動額									
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△18,560	△18,560	△18,560	△18,560
中間純利益	—	—	—	—	—	248,440	248,440	248,440	248,440
中間会計期間中の 変動額合計 (千円)	—	—	—	—	—	229,880	229,880	229,880	229,880
平成20年 8 月31日残高 (千円)	126,200	31,200	31,200	23,750	40,000	1,369,031	1,432,781	1,590,181	1,590,181

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

		前事業年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)	当事業年度 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
1 税引前当期純利益		471,509	636,469
2 減価償却費		22,576	29,215
3 貸倒引当金の増減額		△152	925
4 賞与引当金の増減額		31,663	32,690
5 受注損失引当金の増減額		△7,104	189
6 役員退職慰労引当金の増減額		11,063	11,541
7 受取利息		△272	△1,141
8 支払利息		1,681	—
9 株式交付費		131	209
10 社債発行費等		124	201
11 固定資産売却益		△543	△1,477
12 固定資産除却損		2,398	579
13 子会社整理損		1,532	—
14 売上債権の増減額		25,474	△154,264
15 たな卸資産の増減額		△158,559	10,844
16 前払費用の増減額		△13,216	△14,657
17 未払金の増減額		△12,998	48,281
18 未払費用の増減額		18,608	△6,556
19 未払消費税の増減額		13,662	22,922
20 前受金の増減額		89,318	△88,919
21 その他		8,135	11,773
小計		505,031	538,829
22 利息の受取額		272	1,141
23 利息の支払額		△1,681	—
24 法人税等の支払額		△193,820	△277,865
25 法人税等の還付額		—	216
営業活動によるキャッシュ・フロー		309,801	262,322
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
1 有形固定資産の取得による支出		△45,027	△34,684
2 有形固定資産の売却による収入		2,190	2,491
3 無形固定資産の取得による支出		△5,364	△15,988
4 差入保証金の差入れによる支出		△11,883	△68,707
5 差入保証金の回収による収入		3,919	1,936
6 子会社整理による収入		8,467	—
投資活動によるキャッシュ・フロー		△47,699	△114,951
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
1 短期借入れによる収入		2,250,000	—
2 短期借入金の返済による支出		△2,250,000	—
3 配当金の支払額		△7,600	△14,432
4 新株の発行による収入		23,268	38,863
5 その他		△124	△90
財務活動によるキャッシュ・フロー		15,544	24,341
IV 現金及び現金同等物の増減額		277,646	171,712
V 現金及び現金同等物の期首残高		221,118	498,765
VI 現金及び現金同等物の期末残高	※ 1	498,765	670,477

中間キャッシュ・フロー計算書

		第27期中間会計期間 (自 平成20年 3月 1日 至 平成20年 8月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー		
1 税引前中間純利益		447,760
2 減価償却費		15,633
3 貸倒引当金の増減額		△281
4 賞与引当金の増減額		△15,334
5 役員退職慰労引当金の増減額		6,300
6 受取利息		△745
7 売上債権の増減額		46,908
8 たな卸資産の増減額		20,670
9 その他		23,088
小計		544,000
10 利息の受取額		745
11 法人税等の支払額		△195,607
営業活動によるキャッシュ・フロー		349,137
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
1 有形固定資産の取得による支出		△16,724
2 差入保証金の差入れによる支出		△60
3 差入保証金の回収による収入		2,499
投資活動によるキャッシュ・フロー		△14,285
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
1 配当金の支払額		△18,560
2 その他		△185
財務活動によるキャッシュ・フロー		△18,745
IV 現金及び現金同等物の増減額		316,107
V 現金及び現金同等物の期首残高		670,477
VI 現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 1	986,585

重要な会計方針

項目	前事業年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)	当事業年度 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	子会社株式 移動平均法による原価法	-----
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法	(1)原材料 移動平均法による原価法 (2)仕掛品 個別法による原価法	(1)原材料 同 左 (2)仕掛品 同 左
3. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定率法を採用しております。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 6年～39年 工具器具及び備品 3年～20年 (2)無形固定資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 (3)長期前払費用 均等償却によっております。	(1)有形固定資産 定率法を採用しております。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 6年～39年 工具器具及び備品 2年～20年 (会計方針の変更) 当事業年度より、法人税法の改正に伴い、平成19年4月1日以降取得の固定資産については、改正法人税法に規定する償却方法により、減価償却費を計上しております。 なお、この変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。 (2)無形固定資産 同 左 (3)長期前払費用 同 左
4. 繰延資産の処理方法	(1)株式交付費 支出時に費用処理しております。 (2)社債発行費等 支出時に費用処理しております。	(1)株式交付費 同 左 (2)社債発行費等 同 左

項目	前事業年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)	当事業年度 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)
5. 引当金の計上基準	(1)貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。 (2)賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しております。 (3)受注損失引当金 受注契約に係る将来の損失に備えるため当事業年度末における受注のうち発生する原価の見積額が受注額を超過する可能性が高いものについて、損失見込額を計上しております。 なお、当事業年度末においては、該当する受注契約がありませんので、計上していません。 (4)役員退職慰労引当金 役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。	(1)貸倒引当金 同 左 (2)賞与引当金 同 左 (3)受注損失引当金 受注契約に係る将来の損失に備えるため当事業年度末における受注のうち発生する原価の見積額が受注額を超過する可能性が高いものについて、損失見込額を計上しております。 (4)役員退職慰労引当金 同 左
6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同 左
7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同 左

会計処理方法の変更

前事業年度 (自 平成18年 3月 1日 至 平成19年 2月28日)	当事業年度 (自 平成19年 3月 1日 至 平成20年 2月29日)
(固定資産の減損に係る会計基準) 「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年 8月 9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第 6号 平成15年10月31日)が、平成17年 4月 1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、当事業年度より当該会計基準を適用しております。これによる、損益への影響はありません。 (貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月 9日 企業会計基準第 5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月 9日 企業会計基準適用指針第 8号)を適用しております。これによる、損益への影響はありません。 従来の「資本の部」の合計に相当する金額は、980,489千円であります。 なお、財務諸表等規則の改正により、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、改正後の財務諸表等規則により作成しております。	----- -----

追加情報

前事業年度 (自 平成18年 3月 1日 至 平成19年 2月28日)	当事業年度 (自 平成19年 3月 1日 至 平成20年 2月29日)
(外形標準課税) 平成18年11月10日に第三者割当増資を実施し資本金が1億円超となったことにより、当事業年度から外形標準課税制度の適用を受けております。 これに伴い、当事業年度から「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(平成16年 2月13日企業会計基準委員会 実務対応報告第12号)に従い法人事業税の付加価値割及び資本割については、販売費及び一般管理費に計上しております。 この結果、販売費及び一般管理費が10,944千円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が、10,944千円減少しております。	-----

注記事項

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)	当事業年度 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)
※ 1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額 は次のとおりであります。	※ 1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額 は次のとおりであります。
役員報酬 109,370千円	役員報酬 116,716千円
給与手当 283,432千円	給与手当 432,283千円
賞与引当金繰入額 6,855千円	賞与引当金繰入額 15,511千円
役員退職慰労引当金繰入額 12,657千円	役員退職慰労引当金繰入額 12,233千円
減価償却費 10,462千円	減価償却費 14,913千円
募集費 125,889千円	募集費 117,549千円
研究開発費 249,410千円	貸倒引当金繰入額 925千円
	研究開発費 108,160千円
おおよその割合	おおよその割合
販売費 13.9%	販売費 12.2%
一般管理費 86.1%	一般管理費 87.8%
※ 2. 一般管理費に含まれる研究開発費は249,410千円 であります。	※ 2. 一般管理費に含まれる研究開発費は108,160千円 であります。
※ 3. 固定資産売却益の内訳	※ 3. 固定資産売却益の内訳
車両及び運搬具 543千円	工具器具及び備品 1,477千円
※ 4. 固定資産除却損の内訳	※ 4. 固定資産除却損の内訳
建物 2,398千円	建物 441千円
	工具器具及び備品 137千円
	合計 579千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成18年 3月 1日 至 平成19年 2月28日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式 (注)	17,520	1,786,480	—	1,804,000
合計	17,520	1,786,480	—	1,804,000
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

(注) 普通株式の発行済株式数の増加1,786,480株は、株式分割（1：100）による増加1,734,480株及び第三者割当による新株発行による増加52,000株であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年 5月26日 定時株主総会	普通株式	7,600	433.79	平成18年 2月28日	平成18年 5月29日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の 種類	配当金の総額 (千円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年 5月25日 定時株主総会	普通株式	14,432	利益 剰余金	8.00	平成19年 2月28日	平成19年 5月28日

当事業年度（自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式 (注)	1,804,000	52,000	—	1,856,000
合計	1,804,000	52,000	—	1,856,000
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

(注) 普通株式の発行済株式数の増加52,000株は、第三者割当による新株発行による増加52,000株であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年5月25日 定時株主総会	普通株式	14,432	8.00	平成19年2月28日	平成19年5月28日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の 原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年5月26日 定時株主総会	普通株式	18,560	利益 剰余金	10.00	平成20年2月29日	平成20年5月27日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)	当事業年度 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)
※1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成19年2月28日現在)	※1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年2月29日現在)
現金及び預金勘定 498,765千円	現金及び預金勘定 670,477千円
現金及び現金同等物 498,765千円	現金及び現金同等物 670,477千円

(リース取引関係)

前事業年度(自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

前事業年度(自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)

当社は有価証券を保有しておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度(自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)

当社は有価証券を保有しておりませんので、該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)

当社は、デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度(自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)

当社は、デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)	当事業年度 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)
1. 採用している退職給付制度の概要 当社の退職給付制度は、確定拠出型年金制度を採用しております。またこの他に確定給付型年金制度として厚生年金基金制度を採用しておりますが、当社が加入する総合設立型の厚生年金基金（関東ITソフトウェア厚生年金基金）においては、自社の拠出に対応する年金資産の額が合理的に計算できないため、当該年金基金への要拠出額を退職給付費用として処理しております。なお、同基金の平成19年2月28日現在の年金資産額は145,636,075千円であり、また同基金の年金資産残高のうち加入人員割合（1.0%）に基づく同日現在の当社の年金資産残高は1,489,499千円（概算）であります。	1. 採用している退職給付制度の概要 当社の退職給付制度は、確定拠出型年金制度を採用しております。またこの他に確定給付型年金制度として厚生年金基金制度を採用しておりますが、当社が加入する総合設立型の厚生年金基金（関東ITソフトウェア厚生年金基金）においては、自社の拠出に対応する年金資産の額が合理的に計算できないため、当該年金基金への要拠出額を退職給付費用として処理しております。なお、同基金の平成20年2月29日現在の年金資産額は150,299,665千円であり、また同基金の年金資産残高のうち加入人員割合（1.1%）に基づく同日現在の当社の年金資産残高は1,663,213千円（概算）であります。

前事業年度 (自 平成18年 3 月 1 日 至 平成19年 2 月28日)	当事業年度 (自 平成19年 3 月 1 日 至 平成20年 2 月29日)
2. 退職給付費用に関する事項	2. 退職給付費用に関する事項
確定拠出型年金への掛金支払額 65,754千円	確定拠出型年金への掛金支払額 87,709千円
総合設立型厚生年金基金への拠出額 108,602千円	総合設立型厚生年金基金への拠出額 115,586千円
合計 174,356千円	合計 203,296千円

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)

1. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1)ストック・オプションの内容

決議年月日	平成17年7月21日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役8名、監査役2名、従業員46名(注1)
株式の種類及び付与数	普通株式 12,200株(注1、2、3)
付与日	平成17年7月29日
権利確定条件	①新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役又は従業員並びに監査役のいずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。 ②新株予約権者が死亡した場合、その法定相続人は新株予約権を行使することができる。 ③新株予約権者は、当社の普通株式が上場された場合に限り、新株予約権を行使することができる。 ④その他の条件は、総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
対象勤務期間	期間の定めなし
権利行使期間	平成19年7月30日～平成27年7月20日

(注1) 上記に記載の付与対象者の区分及び人数並びに株式の数は、平成17年7月21日開催の臨時株主総会において決議されたものであり、付与対象者の辞退や付与契約締結までの間における退職により、実際に付与契約を締結した付与対象者の区分及び人数並びに株式の数は、取締役7名、従業員41名、11,200株となっております。

(注2) 株式数に換算して記載しております。

(注3) 平成18年7月31日付で普通株式1株につき100株の分割を行っております。これにより「株式の種類及び付与数」が調整されております。

決議年月日	平成18年11月24日
付与対象者の区分及び人数	取締役6名、監査役3名
株式の種類及び付与数	普通株式 1,800株(注1)
付与日	平成18年12月13日
権利確定条件	①新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役又は従業員ならびに監査役のいずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。 ②新株予約権者が死亡した場合、その法定相続人は新株予約権を行使することができる。 ③新株予約権者は、当社の普通株式が上場された場合に限り、新株予約権を行使することができる。 ④その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
対象勤務期間	期間の定めなし
権利行使期間	平成20年12月31日～平成28年10月31日

(注1) 株式数に換算して記載しております。

決議年月日	平成18年11月24日
付与対象者の区分及び人数	従業員62名（注1）
株式の種類及び付与数	普通株式 8,400株（注1、2）
付与日	平成18年12月13日
権利確定条件	①新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役又は従業員ならびに監査役のいずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。 ②新株予約権者が死亡した場合、その法定相続人は新株予約権を行使することができる。 ③新株予約権者は、当社の普通株式が上場された場合に限り、新株予約権を行使することができる。 ④その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
対象勤務期間	期間の定めなし
権利行使期間	平成20年12月31日～平成28年10月31日

（注1） 上記に記載の付与対象者の区分及び人数並びに株式の数は、平成18年11月24日開催の臨時株主総会において決議されたものであり、付与対象者の辞退や付与契約締結までの間における退職により、実際に付与契約を締結した付与対象者の区分及び人数並びに株式の数は、従業員60人、8,100株となっております。

（注2） 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

決議年月日	平成17年7月21日	平成18年11月24日	平成18年11月24日
権利確定前			
期首（株）	11,600	—	—
付与（株）	—	1,800	8,400
失効（株）	400	—	300
権利確定（株）	—	—	—
未確定残（株）	11,200	1,800	8,100
権利確定後			
期首（株）	—	—	—
権利確定（株）	—	—	—
権利行使（株）	—	—	—
失効（株）	—	—	—
未行使残（株）	—	—	—

（注）平成18年7月31日付をもって株式1株を100株に株式分割しております。当事業年度における期首の株式数は、当該分割が期首に行われたものとして記載しております。

②単価情報

決議年月日	平成17年 7月21日	平成18年11月24日	平成18年11月24日
権利行使価格（円）	300	450	450
行使時平均価格（円）	—	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	—	—	—

2. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

Stock・オプション付与日時点において、当社は株式を上場していないことから、Stock・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。又、単位当たりの本源的価値の見積方法は、純資産価額方式によっております。

3. Stock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

4. Stock・オプションの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- | | |
|---|--------|
| ① 当事業年度末における本源的価値の合計額 | 841 千円 |
| ② 当事業年度に権利行使されたStock・オプションの
権利行使日における本源的価値の合計額 | — 千円 |

当事業年度（自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日）

1. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1)ストック・オプションの内容

決議年月日	平成17年7月21日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役8名、監査役2名、従業員46名（注1）
株式の種類及び付与数	普通株式 12,200株（注1、2、3）
付与日	平成17年7月29日
権利確定条件	①新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役又は従業員並びに監査役のいずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。 ②新株予約権者が死亡した場合、その法定相続人は新株予約権を行使することができる。 ③新株予約権者は、当社の普通株式が上場された場合に限り、新株予約権を行使することができる。 ④その他の条件は、総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
対象勤務期間	期間の定めなし
権利行使期間	平成19年7月30日～平成27年7月20日

（注1） 上記に記載の付与対象者の区分及び人数並びに株式の数は、平成17年7月21日開催の臨時株主総会において決議されたものであり、付与対象者の辞退や付与契約締結までの間における退職により、実際に付与契約を締結した付与対象者の区分及び人数並びに株式の数は、取締役7名、従業員40名、11,100株となっております。

（注2） 株式数に換算して記載しております。

（注3） 平成18年7月31日付で普通株式1株につき100株の分割を行っております。これにより「株式の種類及び付与数」が調整されております。

決議年月日	平成18年11月24日
付与対象者の区分及び人数	取締役6名、監査役3名
株式の種類及び付与数	普通株式 1,800株（注1）
付与日	平成18年12月13日
権利確定条件	①新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役又は従業員ならびに監査役のいずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。 ②新株予約権者が死亡した場合、その法定相続人は新株予約権を行使することができる。 ③新株予約権者は、当社の普通株式が上場された場合に限り、新株予約権を行使することができる。 ④その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
対象勤務期間	期間の定めなし
権利行使期間	平成20年12月31日～平成28年10月31日

（注1） 株式数に換算して記載しております。

決議年月日	平成18年11月24日
付与対象者の区分及び人数	従業員62名（注1）
株式の種類及び付与数	普通株式 8,400株（注1、2）
付与日	平成18年12月13日
権利確定条件	①新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役又は従業員ならびに監査役のいずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。 ②新株予約権者が死亡した場合、その法定相続人は新株予約権を行使することができる。 ③新株予約権者は、当社の普通株式が上場された場合に限り、新株予約権を行使することができる。 ④その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
対象勤務期間	期間の定めなし
権利行使期間	平成20年12月31日～平成28年10月31日

（注1） 上記に記載の付与対象者の区分及び人数並びに株式の数は、平成18年11月24日開催の臨時株主総会において決議されたものであり、付与対象者の辞退や付与契約締結までの間における退職により、実際に付与契約を締結した付与対象者の区分及び人数並びに株式の数は、従業員57人、7,600株となっております。

（注2） 株式数に換算して記載しております。

決議年月日	平成20年1月23日
付与対象者の区分及び人数	従業員26名
株式の種類及び付与数	普通株式 3,300株（注1）
付与日	平成20年2月1日
権利確定条件	①新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行行使することを要する。ただし、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。 ②新株予約権発行時において当社の従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社の従業員であることを要する。ただし、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。 ③当社普通株式が証券取引所に上場された日から6か月を経過していること。
対象勤務期間	期間の定めなし
権利行使期間	平成22年2月2日～平成30年1月22日

（注1） 株式数に換算して記載しております。

(2)ストック・オプションの規模及びその変動状況

①ストック・オプションの数

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成17年7月21日	平成18年11月24日
権利確定前		
期首(株)	11,200	1,800
付与(株)	—	—
失効(株)	100	—
権利確定(株)	—	—
未確定残(株)	11,100	1,800
権利確定後		
期首(株)	—	—
権利確定(株)	—	—
権利行使(株)	—	—
失効(株)	—	—
未行使残(株)	—	—

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成18年11月24日	平成20年1月23日
権利確定前		
期首(株)	8,100	—
付与(株)	—	3,300
失効(株)	500	—
権利確定(株)	—	—
未確定残(株)	7,600	3,300
権利確定後		
期首(株)	—	—
権利確定(株)	—	—
権利行使(株)	—	—
失効(株)	—	—
未行使残(株)	—	—

②単価情報

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成17年7月21日	平成18年11月24日
権利行使価格(円)	300	450
行使時平均価格(円)	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成18年11月24日	平成20年1月23日
権利行使価格（円）	450	750
行使時平均価格（円）	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	—	—

2. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は株式を上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。又、単位当たりの本源的価値の見積方法は、以下のとおりとなっております。

決議年月日	平成18年11月24日	平成18年11月24日	平成20年1月23日
見積方法	純資産価額方式	純資産価額方式	純資産価額方式及び類似会社比較方式の折衷法

3. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

4. ストック・オプションの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- | | |
|--|----------|
| ① 当事業年度末における本源的価値の合計額 | 2,638 千円 |
| ② 当事業年度に権利行使されたストック・オプションの
権利行使日における本源的価値の合計額 | — 千円 |

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成19年2月28日)	当事業年度 (平成20年2月29日)																																																																
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 <table> <tr> <td>賞与引当金</td><td>60,301千円</td></tr> <tr> <td>未払費用</td><td>8,046千円</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>12,777千円</td></tr> <tr> <td>貸倒引当金</td><td>1,253千円</td></tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金</td><td>8,430千円</td></tr> <tr> <td>一括償却資産</td><td>5,355千円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>9,695千円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>105,860千円</td></tr> </table> 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 <table> <tr> <td>法定実効税率 (調整)</td><td>40.69%</td></tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td>0.68%</td></tr> <tr> <td>住民税均等割等</td><td>0.17%</td></tr> <tr> <td>留保金課税</td><td>4.98%</td></tr> <tr> <td>特別控除</td><td>△1.18%</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>0.42%</td></tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>45.76%</td></tr> </table> 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び負債の金額修正 法定実効税率の変更により（前事業年度41.93%、当事業年度40.69%）当事業年度末の繰延税金資産（流動）が2,251千円、繰延税金資産（固定）が128千円減少し、当事業年度に費用計上された法人税等調整額が2,379千円増加しております。	賞与引当金	60,301千円	未払費用	8,046千円	未払事業税	12,777千円	貸倒引当金	1,253千円	役員退職慰労引当金	8,430千円	一括償却資産	5,355千円	その他	9,695千円	繰延税金資産合計	105,860千円	法定実効税率 (調整)	40.69%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.68%	住民税均等割等	0.17%	留保金課税	4.98%	特別控除	△1.18%	その他	0.42%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	45.76%	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 <table> <tr> <td>賞与引当金</td><td>73,603千円</td></tr> <tr> <td>未払費用</td><td>8,853千円</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>18,744千円</td></tr> <tr> <td>貸倒引当金</td><td>1,630千円</td></tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金</td><td>13,127千円</td></tr> <tr> <td>一括償却資産</td><td>11,460千円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>12,176千円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>139,595千円</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債</td><td>△627千円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td><td>138,967千円</td></tr> </table> 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 <table> <tr> <td>法定実効税率 (調整)</td><td>40.69%</td></tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td>0.49%</td></tr> <tr> <td>住民税均等割等</td><td>0.17%</td></tr> <tr> <td>留保金課税</td><td>3.89%</td></tr> <tr> <td>特別控除</td><td>△0.35%</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>△0.70%</td></tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>44.19%</td></tr> </table> -----	賞与引当金	73,603千円	未払費用	8,853千円	未払事業税	18,744千円	貸倒引当金	1,630千円	役員退職慰労引当金	13,127千円	一括償却資産	11,460千円	その他	12,176千円	繰延税金資産合計	139,595千円	繰延税金負債	△627千円	繰延税金資産の純額	138,967千円	法定実効税率 (調整)	40.69%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.49%	住民税均等割等	0.17%	留保金課税	3.89%	特別控除	△0.35%	その他	△0.70%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.19%
賞与引当金	60,301千円																																																																
未払費用	8,046千円																																																																
未払事業税	12,777千円																																																																
貸倒引当金	1,253千円																																																																
役員退職慰労引当金	8,430千円																																																																
一括償却資産	5,355千円																																																																
その他	9,695千円																																																																
繰延税金資産合計	105,860千円																																																																
法定実効税率 (調整)	40.69%																																																																
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.68%																																																																
住民税均等割等	0.17%																																																																
留保金課税	4.98%																																																																
特別控除	△1.18%																																																																
その他	0.42%																																																																
税効果会計適用後の法人税等の負担率	45.76%																																																																
賞与引当金	73,603千円																																																																
未払費用	8,853千円																																																																
未払事業税	18,744千円																																																																
貸倒引当金	1,630千円																																																																
役員退職慰労引当金	13,127千円																																																																
一括償却資産	11,460千円																																																																
その他	12,176千円																																																																
繰延税金資産合計	139,595千円																																																																
繰延税金負債	△627千円																																																																
繰延税金資産の純額	138,967千円																																																																
法定実効税率 (調整)	40.69%																																																																
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.49%																																																																
住民税均等割等	0.17%																																																																
留保金課税	3.89%																																																																
特別控除	△0.35%																																																																
その他	△0.70%																																																																
税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.19%																																																																

(持分法損益等)

前事業年度(自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)

関連会社が無いため、該当事項はありません。

当事業年度(自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)

関連会社が無いため、該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当事業年度(自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)

該当事項はありません。

【関連当事者との取引】

前事業年度(自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)		当事業年度 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)	
1株当たり純資産額	543円51銭	1株当たり純資産額	732円92銭
1株当たり当期純利益	144円66銭	1株当たり当期純利益	196円89銭
当社は、平成18年7月31日付で株式1株につき100株の株式分割を行っています。 なお当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前事業年度における1株当たり情報については、以下のとおりです。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。	
1株当たり純資産額	404円66銭		
1株当たり当期純利益	101円84銭		
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は、非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。			

(注) 1株当たり純資産額及び当期純利益の算定上の基礎

項目	前事業年度末 (平成19年2月28日)	当事業年度末 (平成20年2月29日)
貸借対照表の純資産の部の合計額(千円)	980,489	1,360,300
普通株式に係る純資産額(千円)	980,489	1,360,300
普通株式の発行済株式数(株)	1,804,000	1,856,000
普通株式の自己株式数(株)	—	—
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	1,804,000	1,856,000

項目	前事業年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)	当事業年度 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)
損益計算書上の当期純利益(千円)	255,730	355,242
普通株式に係る当期純利益(千円)	255,730	355,242
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式の期中平均株式数(株)	1,767,814	1,804,284
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	①新株予約権 株主総会の特別決議日 平成17年7月21日(新株予約権112個) 平成18年11月24日(新株予約権18個) 平成18年11月24日(新株予約権81個) これらの詳細については、株式等の状況(2)新株予約権等の状況に記載のとおりであります。	①新株予約権 株主総会の特別決議日 平成17年7月21日(新株予約権111個) 平成18年11月24日(新株予約権18個) 平成18年11月24日(新株予約権76個) 平成20年1月23日(新株予約権33個) これらの詳細については、株式等の状況(2)新株予約権等の状況に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)

該当事項はありません。

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

	第27期中間会計期間 (自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日)				
1. たな卸資産の評価基準及び評価方法	(1) 原材料 移動平均法による原価法 (2) 仕掛品 個別法による原価法				
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>6～39年</td> </tr> <tr> <td>工具器具及び備品</td> <td>2～20年</td> </tr> </table> （追加情報） 当中間会計期間より、法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前取得の固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額5％に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5％相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。 なお、この変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 (3) 長期前払費用 均等償却によっております。	建物	6～39年	工具器具及び備品	2～20年
建物	6～39年				
工具器具及び備品	2～20年				

	第27期中間会計期間 (自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日)
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別の回収の可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。 (2) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当中間会計期間負担分を計上しております。 (3) 受注損失引当金 受注契約に係る将来の損失に備えるため当中間会計期間末における受注のうち発生する原価の見積額が受注額を超過する可能性が高いものについて、損失見込額を計上しております。 なお、当中間会計期間末においては該当する受注契約がありませんので計上しておりません。 (4) 役員退職慰労引当金 役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。
4. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。
5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第27期中間会計期間末 (平成20年8月31日)	
※1 有形固定資産の減価償却累計額	147,664千円
※2 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	

(中間損益計算書関係)

第27期中間会計期間 (自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日)	
※1 営業外収益の主要項目	
受取利息	745千円
雇用奨励金収入	463千円
保険配当金収入	1,776千円
※2 営業外費用の主要項目	
為替差損	100千円
※3 特別利益の主要項目	
貸倒引当金戻入益	281千円
※4 当中間会計期間における税金費用については、簡便法による税効果会計を適用しているため、法人税等調整額は「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示しております。	
5 減価償却実施額	
有形固定資産	11,518千円
無形固定資産	4,115千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第27期中間会計期間(自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	1,856,000	—	—	1,856,000

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年5月26日 定時株主総会	普通株式	18,560	10.00	平成20年2月29日	平成20年5月27日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

第27期中間会計期間 (自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日)	
※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金	986,585千円
現金及び現金同等物	<u>986,585千円</u>

(リース取引関係)

第27期中間会計期間(自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

第27期中間会計期間(自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日)

当社は有価証券を保有しておりませんので、該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

第27期中間会計期間(自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日)

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

第27期中間会計期間(自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日)

該当事項はありません

(持分法損益等)

第27期中間会計期間(自 平成20年 3月 1日 至 平成20年 8月31日)

関連会社が無いため、該当事項はありません。

(企業結合等関係)

第27期中間会計期間(自 平成20年 3月 1日 至 平成20年 8月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第27期会計期間 (自 平成20年 3月 1日 至 平成20年 8月31日)	
1株当たり純資産額	856円78銭
1株当たり中間純利益	133円86銭
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。	

(注) 算定上の基礎

1 1株当たり純資産額

項目	第27期中間会計期間末 (平成20年 8月31日)
中間貸借対照表の純資産の部の合計額(千円)	1,590,181
普通株式に係る純資産額(千円)	1,590,181
普通株式の発行済株式数(株)	1,856,000
普通株式の自己株式数(株)	—
1株当たり純資産額の算定に用いられた 普通株式の数(株)	1,856,000

2 1株当たり中間純利益

項目	第27期中間会計期間 (自 平成20年 3月 1日 至 平成20年 8月31日)
中間損益計算書上の中間純利益 (千円)	248,440
普通株式に係る中間純利益(千円)	248,440
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式の期中平均株式数(株)	1,856,000
希薄化効果を有しないため、潜在 株式調整後1株当たり中間純利益 の算定に含まれなかった潜在株式 の概要	①新株予約権 株主総会の特別決議日 平成17年 7月21日(新株予約権 111個) 平成18年11月24日(新株予約権 18個) 平成18年11月24日(新株予約権 76個) 平成20年 1月23日(新株予約権 33個) これらの詳細については、第4提出会社の状況 1株式等の状況(2)新株予約権等の状況に記 載のとおりであります。

(重要な後発事象)

第27期中間会計期間(自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日)

該当事項はありません。

⑤ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	174,066	17,733	565	191,234	99,477	8,739	91,756
車両及び運搬具	4,961	1,800	—	6,761	5,562	1,620	1,199
工具器具及び備品	43,068	17,405	2,942	57,531	31,106	12,351	26,425
土地	78,907	—	—	78,907	—	—	78,907
有形固定資産計	301,003	36,938	3,507	334,434	136,146	22,711	198,288
無形固定資産							
ソフトウェア	25,187	14,252	—	39,439	12,673	6,504	26,765
その他	655	—	—	655	—	—	655
無形固定資産計	25,842	14,252	—	40,094	12,673	6,504	27,420
長期前払費用	11,476	2,832	1,200	13,109	6,837	2,905	6,272

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	3,080	4,006	—	3,080	4,006
賞与引当金	148,198	180,888	148,198	—	180,888
受注損失引当金	—	189	—	—	189
役員退職慰労引当金	20,719	12,233	691	—	32,260

(注) 貸倒引当金の当期減少額「その他」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 資産の部

a 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	441
預金	
普通預金	670,036
合計	670,477

b 売掛金

イ 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
キャノン株式会社	478,449
ソニー株式会社	104,422
エヌ・ティ・ティ・アドバンステクノロジー株式会社	16,949
株式会社エフ・エフ・シー	16,689
三菱スペース・ソフトウェア株式会社	15,992
その他	35,214
合計	667,718

ロ 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	次期繰越高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{366}$
513,453	6,706,460	6,552,196	667,718	90.8	32.2

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用していますが、上記金額には消費税等が含まれております。

c 原材料

区分	金額(千円)
RFID部材	5,659
合計	5,659

d 仕掛品

区分	金額(千円)
ソフトウェア開発	193,917
RFID開発	21,987
合計	215,904

e 繰延税金資産

繰延税金資産は、流動資産111,086千円であり、その内容については「2 財務諸表等（1）財務諸表
注記事項（税効果会計関係）」に記載しております。

② 負債の部

a 買掛金

相手先	金額(千円)
大日本印刷株式会社	1,647
株式会社井雅	1,411
株式会社日新システムズ	551
SkyeTek, Inc	470
株式会社信夫設計	367
その他	987
合計	5,436

b 未払金

区分	金額(千円)
社会保険料	37,840
事業所税	12,367
労働保険料	8,319
デル株式会社	8,070
確定拠出型年金への掛金	6,860
その他	38,942
合計	112,400

c 未払法人税等

区分	金額(千円)
未払法人税	137,661
未払住民税	25,853
未払事業税	46,065
合計	209,581

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	3月1日から2月末日まで
定時株主総会	5月中
基準日	2月末日
株券の種類	100株券、1,000株券
剰余金の配当の基準日	8月31日、2月末日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	無料
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告の方法により行います。但し、電子公告によることが出来ない、事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行います。 公告掲載URL (http://www.sobal.co.jp/stockholder/)
株主に対する特典	無し

(注) 定款にて、当会社の単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利以外の権利を行使することができないこととなっております。

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項 目	株 式 ①	新 株 予 約 権	新 株 予 約 権
発 行 年 月 日	平成18年11月10日	平成18年12月13日	平成18年12月13日
種 類	普通株式	第2回新株予約権	第3回新株予約権
発 行 数	52,000株	1,800株	8,400株
発 行 価 格	450円	1株につき450円	1株につき450円
資 本 組 入 額	225円	225円	225円
発 行 価 額 の 総 額	23,400,000円	810,000円	3,780,000円
資 本 組 入 額 の 総 額	11,700,000円	405,000円	1,890,000円
発 行 方 法	有償第三者割当	平成18年11月24日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定による新株予約権の付与（ストックオプション）に関する決議を行っております。	平成18年11月24日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定による新株予約権の付与（ストックオプション）に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	—	—

項 目	新 株 予 約 権	株 式 ②
発 行 年 月 日	平成20年1月23日	平成20年2月28日
種 類	第4回新株予約権	普通株式
発 行 数	3,300株	52,000株
発 行 価 格	1株につき750円	750円
資 本 組 入 額	375円	375円
発 行 価 額 の 総 額	2,475,000円	39,000,000円
資 本 組 入 額 の 総 額	1,237,500円	19,500,000円
発 行 方 法	平成20年1月23日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定による新株予約権の付与（ストックオプション）に関する決議を行っております。	有償第三者割当
保有期間等に関する確約	(注2)	(注3)

(注) 1 第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、株式会社ジャスダック証券取引所の定める規則等並びにその期間については、下記のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める「上場前公募等規則」第25条の規定において、新規上場申請者が直前事業年度の末日の1年前の日以降において、株主割当又は優先出資割当その他の当取引所が適当と認める方法以外の方法（以下、「第三者割当等」という。）による募集株式の割当を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当を受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の当取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の当取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を当取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 同取引所の定める「上場前公募等規則」第28条の規定において、新規上場申請者が直前事業年度の末日の1年前の日以降においてその役員又は従業員その他の同取引所が定める者であって、かつ、同取引所が適当と認める者（以下「役員又は従業員等」という。）に報酬として新株予約権の割当を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当を受けた役員又は従業員等との間で、書面により報酬として割当を受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と定める事項について確約を行うものとし、同取引所が必要と認める書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (3) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (4) 当社の場合、直前事業年度の末日は平成20年2月29日であります。
- 2 当社は割当を受けた当社の役員及び従業員との間で、割当を受けた新株予約権を原則として新株予約権の取得日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで継続的に所有する旨の確約を行っております。
 - 3 上記1(1)の規定及び「上場前公募等規則の取扱い」第21条の規定に基づき、当社は、割当を受けた者との間で、割当を受けた株式を、原則として、割当株式に係る払込期日等の日から上場日以後6か月間を経過する日（当該日において割当株式に係る払込期日等以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日等以後1年間を経過する日）まで所有する旨の確約を行っております。

- 4 上記１（２）の規定及び「上場前公募等規則の取扱い」第24条の規定に基づき、当社は割当を受けた当社の役員および従業員との間で、割当を受けた新株予約権を原則として新株予約権の取得日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで継続的に所有する旨の確約を行っております。
- 5 株式の発行価額及び行使に際して払込をなすべき金額は、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
- 6 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	第2回新株予約権
行使時の払込金額	1株につき450円
行使期間	平成20年12月31日から 平成28年10月31日まで
行使の条件	①新株予約権者は、権利行使時において当社の取締役または従業員ならびに監査役いずれかの地位を有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、定年退職その他取締役会が正当な事由あると認めた場合はこの限りではない。 ②新株予約権者が死亡した場合、その法定相続人は新株予約権を行使することができる。 ③新株予約権者は、当社の普通株式が上場された場合に限り、新株予約権を行使することができる。 ④その他の条件は、総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。

(注) 権利変動はありません。

	第3回新株予約権
行使時の払込金額	1株につき450円
行使期間	平成20年12月31日から 平成28年10月31日まで
行使の条件	①新株予約権者は、権利行使時において当社の取締役または従業員ならびに監査役いずれかの地位を有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、定年退職その他取締役会が正当な事由あると認めた場合はこの限りではない。 ②新株予約権者が死亡した場合、その法定相続人は新株予約権を行使することができる。 ③新株予約権者は、当社の普通株式が上場された場合に限り、新株予約権を行使することができる。 ④その他の条件は、総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。

(注) 平成20年8月31日現在におきましては、退職等により従業員5名800株分の権利が喪失しております。

	第4回新株予約権
行使時の払込金額	1株につき750円
行使期間	平成22年2月2日から 平成30年1月22日まで
行使の条件	①新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。ただし、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。 ②新株予約権発行時において当社の従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社の従業員であることを要する。ただし、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。 ③当社普通株式が証券取引所に上場された日から6か月を経過していること。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。

(注) 平成20年8月31日現在におきましては、退職等により従業員1名100株分の権利が喪失しております。

2 【取得者の概況】

(1) 株式

(株式①)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と提出会社との関係
ソーバル従業員持株会 理事長 島谷裕一	東京都大田区下丸子三丁目 25番14号ソーバルビル	当社の従業員 持株会	52,000	23,400,000 (450)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)

(株式②)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と提出会社との関係
ソーバル従業員持株会 理事長 島谷裕一	東京都大田区下丸子三丁目 25番14号ソーバルビル	当社の従業員 持株会	52,000	39,000,000 (750)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)

(2) 第2回新株予約権

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と提出会社との関係
岩崎恭治	東京都大田区	会社役員	300	135,000 (450)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (当社の取締役)
吉岡秀勝	埼玉県さいたま市南区	会社役員	300	135,000 (450)	特別利害関係者等 (当社の常勤監査役)
河原浩一	神奈川県鎌倉市	会社役員	200	90,000 (450)	特別利害関係者 (大株主上位10名) (当社の常務取締役)
宮澤克行	神奈川県川崎市宮前区	会社役員	200	90,000 (450)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (当社の取締役)
植田年青	埼玉県所沢市	会社役員	200	90,000 (450)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
稲葉勝巳	千葉県松戸市	会社役員	200	90,000 (450)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (当社の取締役)
川下真	東京都杉並区	会社役員	200	90,000 (450)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (当社の取締役)
小原喜雄	東京都世田谷区	会社役員	100	45,000 (450)	特別利害関係者等 (当社の非常勤監査役)
金森浩之	東京都小平市	会社役員	100	45,000 (450)	特別利害関係者等 (当社の非常勤監査役)

(3) 第3回新株予約権

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と提出会社との関係
林雅伸	神奈川県横須賀市	会社員	400	180,000 (450)	当社の従業員
杉山義雄	神奈川県横浜市緑区	会社員	300	135,000 (450)	当社の従業員
新居見憲治	東京都墨田区	会社員	300	135,000 (450)	当社の執行役員
両瀬賢一	神奈川県横浜市瀬谷区	会社員	300	135,000 (450)	当社の執行役員
猪狩安広	神奈川県鎌倉市	会社員	300	135,000 (450)	当社の執行役員
伊藤光男	神奈川県横浜市金沢区	会社員	300	135,000 (450)	当社の執行役員
古屋繁之	神奈川県横浜市神奈川区	会社員	200	90,000 (450)	当社の執行役員
大久保仁美	神奈川県川崎市麻生区	会社員	200	90,000 (450)	当社の従業員
三野公司	東京都世田谷区	会社員	200	90,000 (450)	当社の従業員
東谷正雄	神奈川県川崎市中原区	会社員	200	90,000 (450)	当社の従業員
島谷裕一	東京都大田区	会社員	200	90,000 (450)	当社の従業員
竺原正太郎	神奈川県川崎市高津区	会社員	200	90,000 (450)	当社の従業員
西岡建太	東京都品川区	会社員	100	45,000 (450)	当社の常務執行役員
井上一幸	神奈川県川崎市高津区	会社員	100	45,000 (450)	当社の常務執行役員
平澤清	埼玉県さいたま市緑区	会社員	100	45,000 (450)	当社の従業員
伊藤和宏	神奈川県横浜市瀬谷区	会社員	100	45,000 (450)	当社の従業員
鈴木浩志	埼玉県川越市	会社員	100	45,000 (450)	当社の従業員
鈴木康之	神奈川県川崎市多摩区	会社員	100	45,000 (450)	当社の従業員
板垣和宏	神奈川県川崎市幸区	会社員	100	45,000 (450)	当社の従業員
加藤勤	神奈川県相模原市	会社員	100	45,000 (450)	当社の従業員
白須由則	神奈川県横浜市保土ヶ谷区	会社員	100	45,000 (450)	当社の従業員
深瀬智香子	神奈川県川崎市高津区	会社員	100	45,000 (450)	当社の従業員
東千尋	神奈川県横浜市都筑区	会社員	100	45,000 (450)	当社の従業員
小清水博行	神奈川県川崎市宮前区	会社員	100	45,000 (450)	当社の従業員
相場雅和	神奈川県横浜市保土ヶ谷区	会社員	100	45,000 (450)	当社の従業員
原健太郎	神奈川県横浜市港北区	会社員	100	45,000 (450)	当社の従業員
鈴木修	神奈川県平塚市	会社員	100	45,000 (450)	当社の従業員
梶亮介	神奈川県横浜市磯子区	会社員	100	45,000 (450)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と提出会社との関係
山林敬	東京都八王子市	会社員	100	45,000 (450)	当社の従業員
宇野達也	神奈川県横浜市緑区	会社員	100	45,000 (450)	当社の従業員
渡辺進二	神奈川県横浜市鶴見区	会社員	100	45,000 (450)	当社の従業員
脇義昌	神奈川県川崎市中原区	会社員	100	45,000 (450)	当社の従業員
松木敦司	神奈川県川崎市中原区	会社員	100	45,000 (450)	当社の従業員
井岡謙二	茨城県取手市	会社員	100	45,000 (450)	当社の従業員
渡邊優子	神奈川県川崎市中原区	会社員	100	45,000 (450)	当社の従業員
塩治章夫	東京都調布市	会社員	100	45,000 (450)	当社の従業員
稲村研児	東京都目黒区	会社員	100	45,000 (450)	当社の従業員
鈴木康嗣	東京都大田区	会社員	100	45,000 (450)	当社の従業員
村瀬真琴	神奈川県川崎市中原区	会社員	100	45,000 (450)	当社の従業員
竹内公一	神奈川県川崎市中原区	会社員	100	45,000 (450)	当社の従業員
浦川真通	東京都大田区	会社員	100	45,000 (450)	当社の従業員
秋山耕一	神奈川県川崎市幸区	会社員	100	45,000 (450)	当社の従業員
飯島秀樹	神奈川県横浜市港北区	会社員	100	45,000 (450)	当社の従業員
河野良太郎	神奈川県川崎市中原区	会社員	100	45,000 (450)	当社の従業員
柏木毅仁	東京都江戸川区	会社員	100	45,000 (450)	当社の従業員
佐々木勲	東京都大田区	会社員	100	45,000 (450)	当社の従業員
豊田俊輔	神奈川県横浜市中区	会社員	100	45,000 (450)	当社の従業員
伊藤千秋	神奈川県横浜市都筑区	会社員	100	45,000 (450)	当社の従業員
藤井雄一	東京都墨田区	会社員	100	45,000 (450)	当社の従業員
村田暁彦	東京都大田区	会社員	100	45,000 (450)	当社の従業員
武井康弘	東京都大田区	会社員	100	45,000 (450)	当社の従業員
森岡雷太	東京都大田区	会社員	100	45,000 (450)	当社の従業員
秋葉光弘	千葉県船橋市	会社員	100	45,000 (450)	当社の従業員
布施圭介	東京都品川区	会社員	100	45,000 (450)	当社の従業員
野田周一	神奈川県座間市	会社員	100	45,000 (450)	当社の従業員
山崎史朗	神奈川県川崎市宮前区	会社員	100	45,000 (450)	当社の従業員
中村司	神奈川県川崎市多摩区	会社員	100	45,000 (450)	当社の従業員

(4) 第4回新株予約権

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と提出会社との関係
川田美則	神奈川県茅ヶ崎市	会社員	400	300,000 (750)	当社の執行役員
中島和彦	東京都豊島区	会社員	200	150,000 (750)	当社の従業員
布施圭介	東京都大田区	会社員	200	150,000 (750)	当社の従業員
橋本勇氣	千葉県柏市	会社員	200	150,000 (750)	当社の従業員
堀勝博	東京都国立市	会社員	200	150,000 (750)	当社の従業員
佐藤隆司	神奈川県座間市	会社員	100	75,000 (750)	当社の従業員
菅野恵美子	東京都大田区	会社員	100	75,000 (750)	当社の従業員
木村聡	東京都大田区	会社員	100	75,000 (750)	当社の従業員
吉成光代	神奈川県横浜市港北区	会社員	100	75,000 (750)	当社の従業員
筆吉雄一	神奈川県川崎市宮前区	会社員	100	75,000 (750)	当社の従業員
齋藤健太郎	神奈川県川崎市中原区	会社員	100	75,000 (750)	当社の従業員
原孝寿	東京都町田市	会社員	100	75,000 (750)	当社の従業員
木島尚一	神奈川県横浜市港北区	会社員	100	75,000 (750)	当社の従業員
土門直樹	神奈川県川崎市宮前区	会社員	100	75,000 (750)	当社の従業員
橋本環	東京都町田市	会社員	100	75,000 (750)	当社の従業員
大根裕司	神奈川県横浜市港北区	会社員	100	75,000 (750)	当社の従業員
飯塚隆	神奈川県川崎市幸区	会社員	100	75,000 (750)	当社の従業員
上田卓	神奈川県川崎市中原区	会社員	100	75,000 (750)	当社の従業員
佐藤雅之	神奈川県横浜市旭区	会社員	100	75,000 (750)	当社の従業員
野原伸治	神奈川県横浜市緑区	会社員	100	75,000 (750)	当社の従業員
濱田修	神奈川県川崎市多摩区	会社員	100	75,000 (750)	当社の従業員
石黒諭	神奈川県横浜市港北区	会社員	100	75,000 (750)	当社の従業員
南部健治	神奈川県川崎市多摩区	会社員	100	75,000 (750)	当社の従業員
三川直純	神奈川県横浜市鶴見区	会社員	100	75,000 (750)	当社の従業員
上村豊	神奈川県平塚市	会社員	100	75,000 (750)	当社の従業員

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
推津 敦(※1, 4, 7)	神奈川県横浜市港北区	534,360	28.43
川下 奈々(※1, 4)	東京都杉並区	534,360	28.43
推津 順一(※1, 2)	東京都西東京市	411,720	21.90
推津 幸子(※1, 3)	東京都西東京市	271,560	14.45
ソーバル従業員持株会 理事長 島谷 裕一(※1)	東京都大田区下丸子三丁目25番地14号	104,000	5.53
河原 浩一(※1, 5)	神奈川県鎌倉市	800 (800)	0.04 (0.04)
宮澤 克行(※1, 5)	神奈川県川崎市宮前区	800 (800)	0.04 (0.04)
稲葉 勝巳(※1, 5)	千葉県松戸市	800 (800)	0.04 (0.04)
川下 真(※1, 5)	東京都杉並区	800 (800)	0.04 (0.04)
岩崎 恭治(※1, 5)	東京都大田区	700 (700)	0.04 (0.04)
西岡 建太(※1, 7)	東京都品川区	700 (700)	0.04 (0.04)
井上 一幸(※1, 7)	神奈川県川崎市高津区	700 (700)	0.04 (0.04)
新居見 憲治(※7)	東京都墨田区	600 (600)	0.03 (0.03)
両瀬 健一(※7)	神奈川県横浜市瀬谷区	600 (600)	0.03 (0.03)
猪狩 安広(※7)	神奈川県鎌倉市	600 (600)	0.03 (0.03)
伊藤 光男(※7)	神奈川県横浜市金沢区	600 (600)	0.03 (0.03)
古屋 繁之(※7)	神奈川県横浜市神奈川区	600 (600)	0.03 (0.03)
植田 年青(※5)	埼玉県所沢市	500 (500)	0.03 (0.03)
伊藤 和宏(※7)	神奈川県横浜市瀬谷区	400 (400)	0.02 (0.02)
高橋 孝治(※7)	神奈川県藤沢市	400 (400)	0.02 (0.02)
鈴木 浩志(※7)	埼玉県川越市	400 (400)	0.02 (0.02)
大久保 仁美(※7)	神奈川県川崎市麻生区	400 (400)	0.02 (0.02)
林 雅伸(※7)	神奈川県横須賀市	400 (400)	0.02 (0.02)
川田 美則(※7)	神奈川県茅ヶ崎市	400 (400)	0.02 (0.02)
平澤 清(※7)	埼玉県さいたま市緑区	300 (300)	0.02 (0.02)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
杉本 一浩 (※7)	神奈川県川崎市中原区	300 (300)	0.02 (0.02)
鈴木 利彦 (※7)	東京都目黒区	300 (300)	0.02 (0.02)
堤 寿雄 (※7)	神奈川県横浜市港北区	300 (300)	0.02 (0.02)
加藤 勤 (※7)	神奈川県相模原市	300 (300)	0.02 (0.02)
白須 由則 (※7)	神奈川県横浜市保土ヶ谷区	300 (300)	0.02 (0.02)
板垣 和宏 (※7)	神奈川県川崎市幸区	300 (300)	0.02 (0.02)
三野 公司 (※7)	東京都世田谷区	300 (300)	0.02 (0.02)
吉岡 秀勝 (※6)	埼玉県さいたま市南区	300 (300)	0.02 (0.02)
杉山 義雄 (※7)	神奈川県横浜市緑区	300 (300)	0.02 (0.02)
布施 圭介 (※7)	東京都品川区	300 (300)	0.02 (0.02)
鈴木 康之 (※7)	神奈川県川崎市多摩区	200 (200)	0.01 (0.01)
深瀬 智香子 (※7)	神奈川県川崎市高津区	200 (200)	0.01 (0.01)
東 千尋 (※7)	神奈川県横浜市都筑区	200 (200)	0.01 (0.01)
小清水 博行 (※7)	神奈川県川崎市宮前区	200 (200)	0.01 (0.01)
相場 雅和 (※7)	神奈川県横浜市保土ヶ谷区	200 (200)	0.01 (0.01)
原 健太郎 (※7)	神奈川県横浜市港北区	200 (200)	0.01 (0.01)
佐藤 隆司 (※7)	神奈川県座間市	200 (200)	0.01 (0.01)
鈴木 修 (※7)	神奈川県平塚市	200 (200)	0.01 (0.01)
梶 亮介 (※7)	神奈川県横浜市磯子区	200 (200)	0.01 (0.01)
山林 敬 (※7)	東京都八王子市	200 (200)	0.01 (0.01)
宇野 達也 (※7)	神奈川県横浜市緑区	200 (200)	0.01 (0.01)
渡辺 進二 (※7)	神奈川県横浜市鶴見区	200 (200)	0.01 (0.01)
脇 義昌 (※7)	神奈川県川崎市中原区	200 (200)	0.01 (0.01)
松木 敦司 (※7)	神奈川県川崎市中原区	200 (200)	0.01 (0.01)
島谷 裕一 (※7)	東京都大田区	200 (200)	0.01 (0.01)
笠原 正太郎 (※7)	神奈川県川崎市高津区	200 (200)	0.01 (0.01)
東谷 正雄 (※7)	神奈川県川崎市中原区	200 (200)	0.01 (0.01)
橋本 勇氣 (※7)	千葉県柏市	200 (200)	0.01 (0.01)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
中島 和彦 (※ 7)	東京都豊島区	200 (200)	0.01 (0.01)
堀 勝博 (※ 7)	東京都国立市	200 (200)	0.01 (0.01)
所有株数100株の株主 2 名 (※ 6)		200 (200)	0.01 (0.01)
所有株数100株の株主50名 (※ 7)		5,000 (5,000)	0.28 (0.28)
計	—	1,879,700 (23,700)	100.0 (1.27)

(注) 1 「氏名又は名称」欄の※の番号は、次のとおり株主の属性を示します。

- 1 特別利害関係者等（大株主上位10名） 2 特別利害関係者等（当社代表取締役社長） 3 特別利害関係者等（当社代表取締役社長の配偶者） 4 特別利害関係者等（当社代表取締役社長の二親等内の血族） 5 特別利害関係者等（当社取締役） 6 特別利害関係者等（当社監査役） 7 当社従業員
- 2 () 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
- 3 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第 3 位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

平成 20 年 11 月 10 日

ソーバル株式会社
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 都 甲 孝 一 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 杉 山 正 樹 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、旧証券取引法 193 条の 2 の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているソーバル株式会社の平成 18 年 3 月 1 日から平成 19 年 2 月 28 日までの第 25 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ソーバル株式会社の平成 19 年 2 月 28 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成 20 年 11 月 10 日

ソーバル株式会社
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 都 甲 孝 一 ⑩
業務執行社員

指定社員 公認会計士 杉 山 正 樹 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているソーバル株式会社の平成 19 年 3 月 1 日から平成 20 年 2 月 29 日までの第 26 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ソーバル株式会社の平成 20 年 2 月 29 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成 20 年 11 月 10 日

ソーバル株式会社
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 都 甲 孝 一 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 杉 山 正 樹 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているソーバル株式会社の平成 20 年 3 月 1 日から平成 21 年 2 月 28 日までの第 27 期事業年度の中間会計期間（平成 20 年 3 月 1 日から平成 20 年 8 月 31 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ソーバル株式会社の平成 20 年 8 月 31 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成 20 年 3 月 1 日から平成 20 年 8 月 31 日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

